

# 白 丸 治 の 風

やまなし



## 特 集 行政評価

巻頭随想

市町村リレーまちづくり夢づくり

合併コーナー

苦言提言

がんばっていま～す

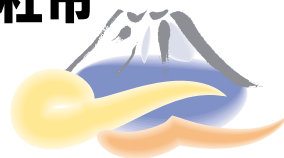
電子自治体コーナー

イベントごよみ

9

Vol.20  
September  
2006

シリーズ  
ま・ち・自・慢  
北杜市



Hokuto-city

## 高根クライנגルテン

～心の余裕「農園生活」～

平成10年6月、「高根クライングルテン」は、都市住民が農業体験や地域の文化・自然に触れながら、地域の人々と交流を深めることで、農村地域の活性化、農業経営の回復を図ることを目的として設立されました。

当施設には、「区画農園」、「おたすけ方式農園」、「障害者用プランター農園」の3種類があり、最高250人の受け入れができます。簡易宿泊施設もあり遠方の方のご利用も可能です。

農園を利用した方の中には、当地に移り住み、本格的に農業を始

める人もでてきています。

総合交流施設では各種体験が楽しめます。食体験教室では組合員の主婦が中心になり、そば打ちやほうとう・すいとん作りを教えてくださいます。その他にもケナフ紙すき、わら竹細工作り、農林業体験などができ、首都圏から大勢の小中学生が参加しております。

今後も、健康的で開放的な農園生活を提案し、様々な形で都市と農村がふれあう機会を提供することで、地域の活性化につなげたいと考えています。

### 年間利用料

| 市民農園             |        |           |
|------------------|--------|-----------|
| ・区画農園(1区画50㎡)    | 180区画  | 10,000円   |
| ・おたすけ方式農園(1畦10㎡) | 60区画   | 5,000円    |
| [ 加算料金 ]         | 2～10畦  | 2,000円    |
| 20畦まで利用可能        | 10～20畦 | 1,000円    |
| ・障害者用プランター農園     | 20区画   | 5,000円    |
| 簡易宿泊施設           |        |           |
| ・ラウベ (5人用)       | 3棟     | 宿泊:8,400円 |
| ・コテージ (5人用)      | 7棟     | 休憩:3,150円 |

利用の他に、入会金1万円が必要(5年間有効)

### 各種体験の内容

|         |         |              |         |
|---------|---------|--------------|---------|
| そば打ち    | ほうとう作り  | すいとん作り       | コンニャク作り |
| もちつき    | ケナフ紙すき  | 林業(下刈・除伐・枝打) |         |
| 木工教室    | 竹細工     | バーベキュー       | 田植え     |
| じゃがいも植え | さつまいも植え | じゃがいも収穫      | さつまいも収穫 |
| りんご狩り   | 農業体験    | わら細工         |         |



### お問い合わせ先

高根クライングルテン企業組合  
山梨県北杜市高根町蔵原1655  
TEL/0551-20-7211  
FAX/0551-20-7212

[http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/hokuto\\_wdm/html/joy-t/73805180654.html](http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/hokuto_wdm/html/joy-t/73805180654.html)

# 白 治 の 風

やまなし Contents

|   |   |    |
|---|---|----|
| まち自慢  | 北杜市 高根クラインガルテン  |    |
| 巻頭随想  | 人と自然が躍動する環境創造都市を目指して  | 02 |
|   | 北杜市長 白倉 政司  |    |
| 市町村リレー  | 「笛吹市」   | 04 |
| 特集 行政評価                                       | 特集1 行政評価と地域経営   | 08 |
|   | 特集2 協働のまちづくりに向けて<br>～行政評価の試行から見てきたもの                                    | 12 |
|   | 特集3 行政評価システム導入による<br>新たな行政経営体制に向けて                                      | 16 |
|   | 特集4 行政マネジメントとしての<br>政策アセスメント  | 20 |
| 合併コーナー  | 新たな発展を目指す新市「甲州市」誕生によせて～合併協議をふり返って～<br>元東山梨地域合併協議会「塩山市、勝沼町、大和村」事務局長 相澤廣貴 | 24 |
| 苦言・提言   | 好感度の市町村に  | 27 |
|   | 時事通信社 甲府支局長 熊谷芳浩  |    |
| がんばっていま～す。                                    |   | 28 |
| 電子自治体コーナー                                     | IT改革の完成を目指す電子自治体の構築に向けて   | 30 |
| 自治 Q & A                                      |   | 32 |
| 市町村イベントごよみ                                    |   | 34 |
| 市町村振興協会たより                                    |   | 36 |
| はつらつ!市町村職員                                    |   |    |
| 編集後記  |   |    |
| Yamanashi JICHI no KAZE Vol.20 September.2006 |   |    |



## ■表紙写真

富士山を仰ぐ神秘の湖、西湖周辺には今でも豊かな自然が残されゆっくりとした時間が流れる独特の雰囲気漂わせています。

西湖・根場（さいこ・ねんば）に、日本一美しい茅葺き集落「西湖いやしの里 根場」がよみがえりました。

今年の7月15日は伝統工芸や郷土料理などの体験ができる観光交流拠点がオープンし、西湖・根場の歴史文化や地元の人々とのふれ合いや豊峰富士と青木ヶ原樹海を望む茅葺き屋根の縁側で、癒しのひと時が過ごせます。

# 時の人

TOKI no HITO Man & Woman

## 人と自然の共生 交流プラザ「きらら」

山中湖村の newName 所、交流プラザ「きらら」が、7月22日の渡辺美里コンサートをこけら落としとし、平野地区にオープンしました。

湖越しに富士山を望む絶好のロケーションにある本施設は、多種多彩なイベントや環境学習が体験できる新しいタイプの総合公園として、全国的にも注目の的です。

交流プラザ推進課の高村課長さんは、計画立案から施設整備そして現在の運営に至るまでプラザの全般に関わってこられました。

公園整備のコンセプトは「自然と共生」。生態系への配慮のため徹底した自然環境調査を行うなど、事前準備に3年を費やしたとのことでした。これからは、恵まれた環境や複合的施設という特徴を活かしたイベント開催などに取組み、地域活性化につなげていきたいと。

広々とした公園を我が子のように見守る眼差しには、これまでへの達成感とともに、将来への確かな自信も垣間見えました。



高村 清さん

Kiyoshi Takamura  
山中湖村山中湖交流プラザ推進課長

# 巻頭 随想

北杜市長 白倉 政司

## 人と自然が躍動する 環境創造都市を目指して

[ZUISOU] 20  
YAMANASHI  
JICHI no KAZE 2006

### 新「北杜市」誕生

平成16年11月に明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村が合併し、本年3月に小淵沢町が加わり、歴史や風土・習慣などを同じくする地域が名実とも「一つ」となり、新北杜市が誕生しました。

北杜市は、日本百名山のうち八つの山を眺望することができ、日本のミネラルウォーターの30%を生産、日照時間日本一、国蝶オオムラサキの生息地など、豊かな自然環境と豊富な資源に恵まれ、また、平山郁夫シルクロード美術館や金田一春彦記念図書館など、文化の香

り高い地域であります。

合併前の各地域には、多くの特色がありますので、「このカラーをブレンドし、水と緑と太陽にあふれ、ゆとりある美しい環境の中で、人と自然が共生できる社会を目指す」とともに、市民の誰もが安全に、安心して住み続けることができる、「人と自然が躍動する環境創造都市」を市民とともに築いて参りたいと考えております。

### 杜づくりの推進

合併前から脆弱な財政基盤であったことに加え、地方分権、三位一体の改革や少子・高齢化などにより、財政が硬直

化しているため、本市の地域力を高める必要があります。

このため私は、まず行財政改革を積極的に進める中で、力みなぎる北杜市を築くため、「八つの杜づくり」を政策の柱に取り組んでいるところであります。

### 教育・文化に輝く杜づくり

「原っぱ教育」を教育重点施策として、心豊かな・迷惑をかけない・汗をかく尊さを知る・清く正しく協調性のある・心身ともにたくましい、の杜づくりであります。

本市の誇れる自然環境での教育こそが原っぱ教育の原点であると考えてお

ります。

また、香り高い伝統文化、天然記念物、文化財が多いことから、貴重な財産として継承しつつ新しい文化の創造を図って参りたいと考えております。

### 産業を興し、富める杜づくり

地元企業の育成及び連携とともに、地域にふさわしい優良企業の誘致を積極的に進め、昨年5月に第一号の企業を認定し、これまでに4社を誘致いたしました。経済産業省が今年4月、日本の国際競争力を支える、元気なモノ作り中小企業」を発表し、県内からは4社が選定され、うち3社が本市内の企業であ



白倉 政司  
Masashi Shirakura

### PROFILE

昭和22年9月12日、北杜市高根町生まれ。日本大学経済学部卒業。国際興業(株)代議士秘書を経て、昭和54年に県議会議員に初当選、以来7期連続当選。平成16年7月に高根町長、同年11月に北杜市の初代市長に就任。59歳。

り、大変嬉しく思っております。

また、農業規模の拡大と併せ、担い手の確保・育成のため、集落営農組織の構築を推進しているところでもあります。

### 安全、安心で明るい杜づくり

健康と長寿は市民誰もが願っており、認知症や寝たきりにならない自立した生活ができる健康寿命の延伸のため、県下の市の中で一番高い受診率であります。住民総合検診を更に推進して参ります。

少子化対策では、国に先駆けて不妊治療費の一部を助成する、「ウソトリ支援事業」を実施し、児童、生徒の安全対策では、地域安全推進協議会を設立して、地域の皆様に御協力をいただき不審者監視活動を実施しております。また、子供の体力づくりの推進のため、市内全小中学校において、体力づくりプログラムを策定し、体力向上に向けた取り組みを進めております。

### 基盤を整備し豊かな杜づくり

本市は、約600平方キロメートルと県内最大の面積を有しております。市民の日常生活に欠かせない生活道路は、公共施設の有機的活用と生活のより一層の利便性の向上のための整備

を、また、それぞれの地域を結び、一つの市としての一体的な都市づくりを進めるため、交通ネットワークを進めるところであります。

### 環境日本一の潤いの杜づくり

本市は、日本一の日照時間を誇っています。また、市の76%が森林であり、その森林に源を発する水は名水として全国に知られています。

この自然環境を活かし、小中水力発電所の建設や、個人住宅への太陽光発電の導入に助成を行っており、地球温暖化防止に繋がるものと考えております。また、この恵まれた自然を次世代に引き継いでいくため、里山整備事業に取り組んでいるところであります。

### 交流を深め躍進の杜づくり

まちとまちの交流や、人と人の出会いは、新たなエネルギーを生み出すきっかけとなり、地域を活性化させる糸口になると考えております。

旧町村で以前から交流を深めて参りましたアメリカケンタッキー州マディソン郡、韓国がチョン市との国際交流や国内の姉妹都市との交流を積極的に進めております。交流により他を知り、文化振興を図り、市民自ら研鑽を積み、魅力

ある北杜市を築いて参ります。

### 品格高い感動の杜づくり

本市は、自然に恵まれた風光明媚な地であり、芸術、観光、温泉施設など数多くの集客施設は、本市の大きな財産であり、人々に大きな感動を与えるものであります。

これらを活かし基幹産業である農業や他の産業と結びつけた観光振興を図り、訪れた人々が心いやされ、来てよかった、また来たい、やがては住んでみたいと思っただけのような品格高い北杜市を創りたいと考えております。

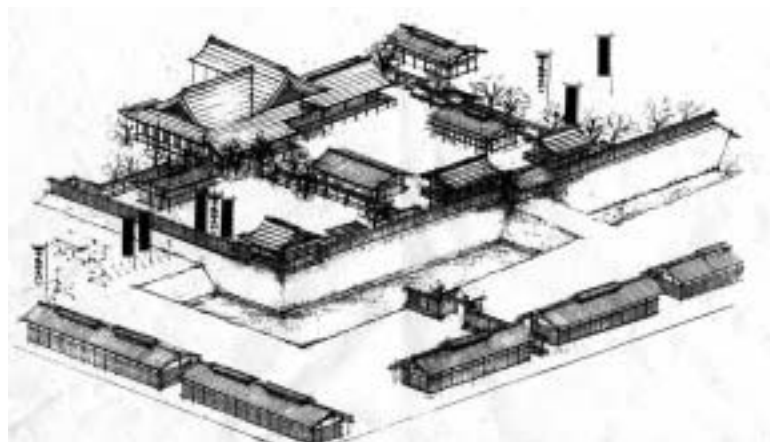
### 連帯感のある和の杜づくり

夢あふれるふるさとを創るには、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、協力して取り組むことが大切であります。

市民の意見を市政に反映し、よりよい地域づくりのため、総合支所の区域ごとに地域委員会を市長の諮問機関として設置しております。八つの特性を大切にしながら地域と地域が手を結び、和のある北杜市を築いて参りたいと考えております。

### おわりに

来年のNHK大河ドラマで「風林火山」が放映されることになり、市内に建設した「風林火山館」を中心に市内で口ケが行われております。県内外から多くの皆様が訪れていただけることを願っております。



# まちづくり夢づくり

MACHIZUKURI YUMEZUKURI

20

## 笛吹市



平成16年10月の6町村による合併からおよそ1年10カ月、平成18年8月1日、芦川村との合併により新「笛吹市」が誕生しました。

甲府盆地の中央部からやや東寄りの地域に位置する笛吹市は、縄文・弥生期の古代遺跡や古道、さらに由緒ある神社仏閣や石仏群、神楽等の無形文化

財や行事、そして近代における芸術や文学に足跡を残す多くの文化人など、多様な豊かな特色ある文化資源を有する地域です。

### 新「笛吹市」の誕生

一方、産業面では、「桃」や「ブドウ」、柿等の果樹や「バラ」、菊等の花卉及び「ナス」、「スイートコーン」、「ホウレン草」等の野菜など畑作を中心とする農業、石和・春日居地区を中心とする温泉観光、中央自動車道一宮御坂インターチェンジ周辺における工業立地、JR中央線石和温泉駅や春日居町駅を中心とした商業立地など、農、観、工、商が新市内各所にバランス良く配置されるところともに、特に温泉資源と果樹農業を活かした観光産業が地域の産業構造を特色付けています。

また、南部を占める山間部は豊かな自然に恵まれた日本の原風景と形容すべき特有な空間を形成しています。

恵まれた自然景観を有する芦川地区が加わり、更に多様になった笛吹市特有の地域資源を活かしながらまちづくりを進めていきます。



## 桃・ぶどう日本一の郷

笛吹市は、御坂山塊の複合扇状地であり、土壌は肥沃で排水がよく、日照時間が長いつえに昼夜の気温差が大きく、果樹栽培に優れた適地で、日本有数の果樹地帯です。

農林水産省の果樹生産出荷統計で桃・ぶどうの栽培面積・収穫量・出荷量いずれも全国の市町村の中で一番であることが確認されました。

春の桃の開花に始まり、実りの季節を迎え、そして秋のぶどうの葉の紅葉など四季の変化は盆地をめぐる連山と相まって、起伏に富んだ農村風景をなしています。

桃の花が市内をピンクに彩る季節に

は、市内各地で「桃の花祭り」が開催されます。桃の花の絶景は、県外にも広く知られ、この風景を一目見ようと多くの花見客が訪れます。

歴史ある日本の果樹栽培を先導してきた先人の偉業をたたえ、全国に誇れるすばらしい果実郷を守り、さらに発展させることを誓い、昨年10月「桃・ぶどう日本一の郷」を宣言しました。

また、栽培されたぶどうを原料に地元ワイナリーで醸造されるワインの味も格別です。

これからも「日本一の果実郷」を国内外にPRし、更に発展させるために様々な取り組みを展開していきます。

笛吹市には、多様で貴重な歴史的・文化的資源が数多く存在しています。

縄文時代の釈迦堂遺跡、一の沢遺跡など全国的に名の通った遺跡は特異な遺物を数多く出土し、重要文化財に指定されています。この地域は食料資源に恵まれ、数十から数百人が同じ集落で暮らせるほど生活は豊かで安定し、定住性も高かったとされています。

後、甲斐国唯一の御厨である石木御厨や石禾荘などが存在したことなど、笛吹市は古代甲斐の国成立期前から1519年の武田館の甲府移転までの約千年の間、甲斐の国の中心でありつづけた地域であり、まさに「甲斐国千年の都」であったのです。

現在市内には、釈迦堂遺跡博物館や山梨県立博物館、隣接する甲府市(旧中



## 古代ロマンあふれる郷 「甲斐国 千年の都」

この地域の古墳時代は目を見張るべきものがあり、丘陵上や扇状地には前方後円墳、円墳、方墳、八角墳、積石塚古墳、群集墳など県内でも有数の古墳数と規模を持ち、当時の社会変化や支配体制を考える上で貴重なものとなっています。

また、山梨県最古の寺である寺本廃寺や甲斐国分寺、国分尼寺の跡、その

道町には山梨県立考古博物館がわずかな距離にあり、山梨の歴史・文化の拠点エリアとして諸条件が整った地域です。これから、「古代ロマンあふれる郷」として歴史的・文化的遺産を大切に保存・継承していくとともに、これらを効果的に活用したまちづくりを推進していきます。



## 癒しの温泉と 季節を彩る祭り

全国屈指の温泉郷である石和温泉、春日居温泉は、山梨県の観光宿泊拠点として、四季を通じて多くの観光客を迎え入れています。

恵まれた温泉資源を活用した市内四カ所の公営温泉施設なごみの湯・みさかの湯・ももの里温泉・やまゆりの湯や足湯施設は、市民をはじめ多くの人々の癒しの場、憩いの場として賑わっています。

また、季節を彩る祭り・イベントとして、春の「桃の花祭り」、咲き誇る桃の花の中を走る「桃の里マラソン大会」

や笛吹川の河原に戦国絵巻を繰り広げる「川中島合戦」、新緑を引き立てる「すずらの里祭り」、夜を彩る「大文字焼」、「笈形焼」、「石和糺飼」、「石和温泉まつり花火大会」などには市内外から多くの人々が訪れます。

この市内には、神楽や道祖神祭、石尊祭、御幸祭など地域に根ざし、古くから地域住民によって大切に守り育てられてきた祭りも数多くあります。

これらを継承していくとともに更ににぎわいと交流のあるまちづくりを進めていきます。

### 『にぎわい』

約1万人もの宿泊収容力を持つ石和・春日居の温泉郷、その周囲に広がる日本一の桃・ぶどうを中心とする果樹地帯や古代ロマンあふれる歴史文化ゾーン、恵まれた自然景観などの地域資源を有効に活用し、多様な交流とにぎわいのある都市を創出していきます。

これら地域資源の効果的な組み合わせと、市民の活力が生み出す年間を通じた様々な魅力ある祭り・行事などを通じて、地域住民と来訪者とのにぎわいと躍動感あふれる交流を促すことにより、活力ある交流都市の創造へと結びつけていきます。

### 『やすらぎ』

快適な生活都市の創造は、物的な生活基盤の充実とともに、市民生活を取り巻く精神

面における豊かさや快適さの充実、そして良好な住環境の整備が不可欠です。そのためには、美しい山麓の緑、笛吹川や金川、そして芦川などの豊かで潤いのある水環境を効果的に活用し、また、県内各地へ約1時間という立地条件を活かし、高質で魅力あふれる住環境の整

備を進めます。

また、安全でゆとりある暮らしと、やすらぎのある市民生活を実現するため、保健・医療・福祉の連携と機能分担により効果的な各種サービスの提供や災害に強い地域づくりにより、「快適な生活都市の創造」を目指します。

### 『きらめき』

フランスのとれた自立性の高い高機能都市を実現していくためには、相互扶助や自助努力をいとわない自立意識をもった市民の行動力が必要です。そして、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参加する、活力ある、個性輝く自立都市の創造を目指します。

そのためには、生涯を通じて学び続け、市民一人ひとりが「個性輝く人材」になる努力と、充実した「学びの機会」と「学びの場」を提供

できる体制づくりが必要となってきました。一方、行政体制の効率化と財政基盤の強化、また、それらの行政事務を意欲的に推進する行政職員の一層の能力の向上も不可欠となります。

## にぎわい・やすらぎ・きらめき 「躍動するふれあい文化都市」 をめざして





特集

# 自●治の風

やまなし

Feature Vol.20 September.2006

## 行政評価

gyousei hyouka

行政評価を導入する自治体が増えています。近年の行政評価は、1990年代に三重県や静岡県などではじまった事務事業評価や業務棚卸しなどの取り組みとはやや異なる様相を呈していますが、この背景には、自治体財政の悪化や、小さくて効率的な政府が求める住民との協働の要請などといった状況があります。

これからの行政評価は、行政の活動をいかにして評価していくかということから、評価した結果をどのように行政運営に生かしていくか、という点に軸足が移りつつあります。それは、地域を経営するという視点に立って、民間の経営手法を行政分野にも取り込んでいくとする、ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)の考え方にも連なるものです。

今回の特集では、行政評価と地域経営に焦点を当て、積極的な取り組みを進める県内自治体の例を紹介しながら、自治体に求められる望ましい行政評価の進め方とこれに基づく地域経営のあり方について考えていきます。

- [特集1] 行政評価と地域経営 「自治の風」編集部
- [特集2] 協働のまちづくりに向けて  
～行政評価の試行から見えてきたもの 身延町 丸山 優  
行政改革室
- [特集3] 行政評価システム導入による  
新たな行政経営体制に向けて 山梨市 名取 茂久  
総合政策課
- [特集4] 行政マネジメントとしての  
政策アセスメント 山梨県 末木 鋼治  
新行政システム課

## 行政評価とは

1

行政評価は、行政の施策や事務事業の成果などを客観的基準に基づいて把握し、不断に見直す仕組みを通じて継続的に改善を図り、より有効な施策などに重点的かつ効果的に経営資源（予算や人員）を配分することにより、住民に対する説明責任を果たし、透明性の高い行政を実現することを旨として導入されるものです。

長い間、行政の活動は、効率性や経済性といった世界との縁が少なく、このような民間企業に近い尺度を通して行政の活動を評価することは難しいと考えられてきました。公平性や平等性を重視する行政活動は、効率性を追求することが目的ではなく、そもそも経済的な利益を追求できない分野の活動であるとなさされてきました。だからこそ、公的な団体が行う必要があるのであって、それを評価することは適切でないという考え方が背景にありました。

革の流れは、わが国においても、行政活動を評価しその結果を行政運営に反映させる動き、すなわち行政評価の採用を余儀なきものとしています。

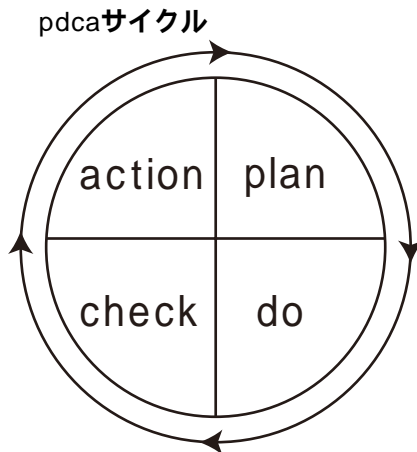
行政評価は、行政分野に市場の概念を持ち込んだり、公共サービスの受け手を顧客と捉える発想を掲げたり、あるいは業績や成果により行政活動をコントロールしていく手法を導入するなど、民間企業における経営の手法を可能な限り行政分野に応用しようとする流れを生み出しました。これは、ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)と呼ばれ、わが国でも国や多くの自治体で採用され、成果を挙げるようになってきています。

行政評価といっても、もちろん評価すること自体を目的とするものではありません。評価とこれに基づく改善、すなわち、計画(plan) 実行(do) 検証(check) 改善(action)という流れ(PCAサイクル)を循環させることにより、行政活動の質を高めたり、活動に

よる成果をより顕著なものとしていく一連の流れの中で、はじめてその効用が発揮されるものです。

このような行政活動の業績や成果を重視する考え方は、住民や企業などとの連携により地域全体を経営していくという考え方にも結びつくようになっていきます。行政だけでなく、住民などを含む公的な役割を担うさまざまな主体が、望ましい地域づくりを協働して行っていくという近年の傾向は、もはや、「行政を運営する」と呼ぶより、「地域を

経営する」と表現する方が、適切な状況にもなっているのです。



## 行政評価の 取り組み状況とその背景

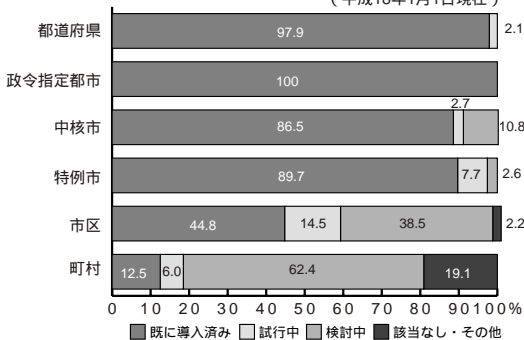
2

次に、わが国や山梨県内における行政評価の取り組み状況を見てみます。

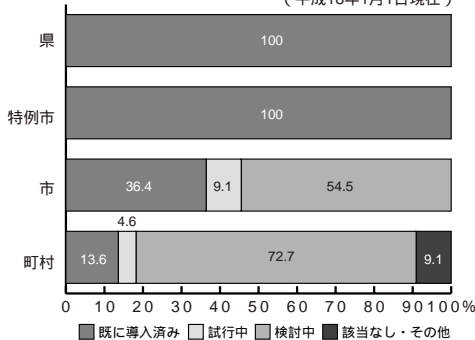
総務省が行った調査によると、平成18年1月1日現在、都道府県のほぼすべて、特例市の90%、市区の45%、町村の13%が行政評価を導入しており、平成11年度時点と比べ、それぞれ大きく増加しています(平成11年度時点では都道府県の34%、市区町村の2%が導入。

ただし、この時点では市区と町村が統計上一体となっているため、単純な増減比較は不可能)。また、山梨県内においては、全国と同じ平成18年1月1日現在で、1特例市、4市、3町村の計8市町村が行政評価を導入していますが、全市町村数に占める割合は、それぞれ100%、36%、14%と、市の導入比率が全国平均と比べ、10ポイント近く少

行政評価の導入状況（全国）  
（平成18年1月1日現在）



行政評価の導入状況（山梨県）  
（平成18年1月1日現在）



ない状況となっています。しかし、同じ時点で行政評価を試行中の市町村(2)や導入に向け検討を進めている市町村(22)を含めると、34市町村のうち32市町村がすでに何らかの取り組みを行っているか、その検討を進めており、多くの市町村が行政評価に意欲を持っていることが分かります。

このように多くの市町村が行政評価に関心を持つようになった背景には、さまざまな要因がありますが、大きくは次の四つに分けることができるものと考えられます。

一つ目は、自治体を取り巻く財政事情が厳しさを増していることです。バブル崩壊以降、景気の低迷は地方税収の大きな減少をもたらし、これに三位一体改革に代表される財政の構造改革が拍車をかける形となつて、地方財政の逼迫さは、全体としてその深刻さの度合いを増しています。このような中、自立的で無駄のない地方財政を確立するために、施策に優先順位をつけたり、不急の事務事業を廃止・凍結したり、さらには業務の進め方の改善を図ったりするための方策として、行政評価が注目されているのです。

二つ目の要因は、総合計画の進行情報や予算編成方法などの行政運営に新たな手法が用いられるようになってきたことです。ベンチマークに代表されるような指標を設け、これを総合計画の進行情報の目安として用いることによつて、総合計画と行政評価を連動させる取り組みを行う自治体が多くなつてきました。また、事業を所管する部課等に予算を枠で配分し、これを自らの責任(予算編成の裁量権を得る代わりに所管部課が負う事業の成果を挙げる責任)において執行していく方式の採用を目

指す自治体が県内にも現れています。枠予算方式が要求する成果の達成状況を推し量る手立てとして、今後行政評価が利用されていく可能性があります。

三つ目の要因は、行政改革などにより公務員数の削減が図られる中、職員の意識改革が求められていることです。これまでと同じような業務の進め方や事業の執行方法が通用しなくなつてきていることを、一人ひとりの職員に強く意識づけるために、行政評価の手法が用いられることが多くなつていきます。そこでは、コスト意識を高めたり、公共サービスの質の改善を図るため、自らが担当する事務・事業をさまざまな角度から自己評価する取り組みが行われることが多くなつていきます。たとえ継続的に行われてきた事業であっても、必要性が乏しかったり優先度が低かつたりするものがあるという事実が気づかされ、驚かされる体験を通じて、職員の意識を塗り替える効果が、行政評価には期待されています。

を進めるにあたり、行政が説明責任を全うする必要があることです。高度化し多様化する住民ニーズに応えるため、すべての公共サービスを行政が提供する。ことはもはや困難になっています。行政に代わり、あるいは行政の働きを補完する形で、住民や企業、NPOやボランティア団体などが公共サービスの提供主体になると、目指すべき目標を、行政を含む各主体間で共有する必要性が生じてきます。この目標は協働のパートナーとの間における共通言語とも言えるものとなり、行政は逐次その達成状況を行政評価という形で公表しながら透明性を高め、説明責任を果たしていくことが求められているのです。

## さまざまな行政評価手法

四つ目の要因は、住民などとの協働

続いて、現在、多くの自治体が導入している行政評価手法をタイプ別に紹介いたします。これらのタイプ分けは便宜的なものであり、多くの自治体はそれぞれ、実

情に合ったシステムをオーダーメイドで構築したり、複数の手法を採用している場合があります。また、これらの代表的な手法以外の行政評価手法を導入する

3

自治体もあります。

### 事務事業評価

政策を実現するために実施されている個々の事務・事業を対象として評価を行ういくつかの方式であり、現時点では最も一般的な行政評価手法と云うことができます。厳密に言えば、予算における細目事業を評価の単位とする場合や総合計画における事業区分を単位とする場合などがあり、何をもちて事務や事業の単位とするかという点で、さらにバリエーションがあります。この手法は平成8年に三重県が導入した事務事業評価システムがその嚆矢となっており、投入した資源(インプット)や産出されたサービス(アウトプット)、これらの結果としてもたらされた成果アウトカム)を継続的に測定していくことによって、行政のパフォーマンスの良否を評価するシステムです。

### 業務細卸し

行政目的を実現するために取り組むべき仕事(=業務)の内容を大小の項目に区分して構造化・体系化し、それぞれ

の項目ごとに現在の進捗度がわかるような管理指標を定め、目標値やその達成状況などを明らかにしたものです。静岡県が導入したこのシステムは、業務の洗い出しと「目的 手段」による構造化を通し、政策体系の再構築を目指したものと云うことができます。現在では、静岡県のほか、兵庫県三木市などがこの手法を採用しています。

### ABC(Activity-Based Costing) : 活動基準原価計算

行政活動を一つひとつの業務区分ごとに細分化し、細分化された活動ごとの原価(コスト)を算出して他の公共サービスなどと比較する手法です。コストがどのくらいかかっているかという視点は住民にとつて分かりやすく、説明力の高い手法であると言つてことができます。また、必要なサービスの内容や対象、方法等をわかりやすく検討するツールとなり得る便利な手法ですが、コストに特化した評価手法であるため、この手法のみで十分な行政評価が行えるかという意味では、やや疑問があります。

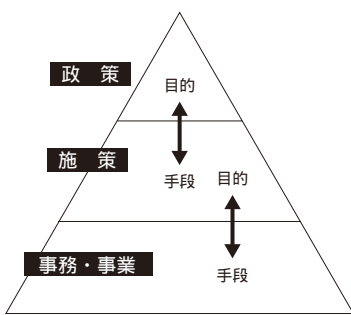
### 公共事業評価

北海道が平成9年度に導入した「時のアセスメント」に端を発する手法であり、長期間停滞している施策や社会情勢の変動により必要性が低下した事業の中止・凍結などを図るシステムです。この手法は、公共事業などにかかる予算削減に大きな効果を発揮しましたが、現

在は政策アセスメントシステムの中の一分野に発展的に受け継がれています。同様の公共事業評価システムは、国や多くの自治体が採用するところとなっています。

### 施策評価・政策評価

評価の対象を、個別の事務や事業より引き上げ、政策レベルや施策レベルでの行政評価を行うシステムです。例えば、県道 線の整備という事業を例にとると、施策レベルでは、交通渋滞の解消という施策が、また政策レベルでは県内1時間交通ネットワークの形成というような政策が評価の対象となります。この例からも分かるように、施策や政策になればなるほど、複数の事業がこれと因果関係を有し、目標を達成するための手段を特定するのが困難になるという課題があります。また、施策や政策の目標達成度合いを示す指標の設定も、事業レベルに比べて困難な場合が多くなっています。



政策の階層構造

互いに目的と手段という関係をなしています。このうち、施策に関する評価は、政策目的を達成するために行政として

取り組む施策の優先順位を相対的に評価するのに役立つため、厳しい財政事情下にある多くの自治体の関心が今後さらに深まっていく可能性があります。

### ベンチマーキング

ベンチマークとは、もともと「判断や判定のための基準・尺度」を意味し、物事を測る物差しのような意味があります。指標ベンチマーク(こと)に現在の数値と目標となる数値を定め、その達成度を測定することにより、行政評価を行う手法がベンチマーキングです。

米国オレゴン州のオレゴン・ベンチマークが有名ですが、国内でも、滋賀県の「しがベンチマーク」や藤沢市・鎌倉市・逗子市が共同で指標の設定を行った「湘南ベンチマーク」などがこの手法を採用しており、計測可能な指標を時系列的に監視することができることから、住民との協働を進めるのに適したシステムと言えます。

### バランス・スコアカード(BSC)

バランス・スコアカードは、組織全体のビジョンや戦略を、財務の視点(財務状況は改善しているか)、「顧客の視点(住民満足度は向上しているか)」、「内部プロセスの視点(業務や事務の効率化は行われているか)」、「学習と成長の視点(職員能力の向上や組織活性化は図られているか)」という四つの視点に分解し、それぞれの視点から業績を評価する手法です。これまでの評価手法より、バラ

ンスの取れた評価が実施できると考えられています。

国内でも、兵庫県姫路市や群馬県太田市などがこの手法を採用し、ビジョン達成に向けた事業の選択と集中に適した戦略的経営システムとして注目されています。

#### 事業仕分け

各事業について、そもそも必要なものがどうか、必要だとした場合に行政と民間のどちらがやるべきか、行政がやるべきだとした場合に国や県、市町村のいずれが実施すべきか、といったように、順次検討し整理していく手法です。住民へのサービスの低下を引き起こさずに大胆な歳出削減ができる手法として注目

## 行政評価の課題と対応策

4

されており、すでに国内で10を超える自治体がこのシステムを採用しています。民間シンクタンクが提唱したこのシステムの趣旨は、平成18年5月に成立した行政改革推進法にも盛り込まれ、今後さらに多くの団体が採用することが見込まれています。この手法は、必要性が乏しい事業の改廃に最も効果を発揮しますが、行政目的がどの程度達成されているかという他の評価手法と併せて活用されることが期待されます。

以上のように、行政評価は今日、多くの自治体において導入され、その数は今後さらに増加するものと思われませんが、現実には、必ずしも本来の趣旨に沿って有効に機能しているとはいえない状況も見受けられます。総務省が設置した「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」は、平成17年3月に取りまとめた「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」と題した報告書の中で、次の2点の課題を挙げています。

#### 評価のための評価からの脱却

評価結果が予算や組織・人事管理などの行政の意識決定の中核において十分に活用されず、現場の意識改革や施策・事業の改善のツールとしても有効でないことがあるため、行政評価を行うこと自体が自己目的化し、担当者の負担感ばかりが増すという状況が一部の自治体に見受けられます。

**住民に対する説明責任を果たすためのツールとしての活用**

行政評価の手法を精緻なものにすればするほど、それは専門的で難解、かつ、膨大なものとなり、住民や議員にとって分

かりにくいものとなる傾向があります。また、マネジメントツールとしての行政評価が有効に機能しない場合、行政評価自体が重視されず、この結果、住民に対する説明責任を果たすツールとしての機能も不十分なものとなるケースがあります。

このような状況を避けるため、まず、行政のマネジメント・システムにおける行政評価の役割を明確にしておく必要があります。このためには、PDCAサイクルの中核としての行政評価の位置づけを明らかにしていくとともに、行政評価手法そのものについても、施策や事業の取捨選択・優先順位付け、予算や人事管理との連動がより図りやすいシステムへと見

## 行政評価による地域経営へ

5

直しを図っていく必要があるものと考えられます。

また、住民との協働を進めるためのツールとしての実効性を高めるため、評価プロセスの中に住民への説明と対話の機会を組み込んでいくことが望ましいものと考えられます。住民との協働を積極的に進める事例はすでに数多くあり、住民による経営改革推進プランバトル委員会が行政評価の進行状況を監視している埼玉県鴻巣市の例や、評価指標の設定を住民自身の手により行った愛知県東海市の例、政策目標の点検をマーケティングの手法を用いて住民とともに進めている青森県の例などが参考になります。

市民との協働による行政評価への取り組みは、地域における新しい統治の形を生み出しています。官民の相互交渉や市民の公益活動を視野に入れた「ガバナンス」と言われるものがそれで、効率的で質の高い公共サービスを提供できる体制の実現に向け、政府・公共部門の役割や利害関係者との関係の見直しなど、地域における統治のあり方を再構築する流れが顕著になってきています。

このような中、行政評価は行政活動のパフォーマンスの良し悪しを測るだけでなく、戦略的な地域経営を進めるためのツ

ールとして有効に機能することに注目する必要があります。そこでは、行政評価システムに基づいて設定されたさまざまな指標が、多様な主体が参加するガバナンス型の地域経営を進めるための共通言語としての役割を果たしていくこととなります。

このような変化は、成熟した住民に支えられ、意識改革を遂げた職員がいる行政機関においてのみ起こりうるものです。そして、こうした意識改革もまた、行政評価というフィルターを通し、最も効果的に実現が図られるのです。

# 協働のまちづくりに向けて 行政評価の試行から見えてきたもの

身延町行政改革室  
丸山 優

## はじめに

### 1

平成17年5月に山梨県市町村職員研修所において「実務・行政評価」の研修を受け、厳しい財政状況を乗り切るには住民の方々の協力なしでは不可能であり、住民と行政とのパートナーシップの確立が不可欠であると感じました。住民に分かりやすく透明性の高い行政運営を実現させるためにはあらゆる分野において情報を公開し、説明責任を果たしていく必要があります。

や目標が達成されたか職員自ら評価を行い、次年度以降の行政の進む方向を明確にするために行うものです。町民の方々にも分かりやすく結果を公表し、意見を求めるものであり、協働のまちづくりに欠かせない制度であると思われ、導入を考えました。

行政評価制度は、行政が実施している全ての施策や事務・事業について、目的

今回、本誌への寄稿にあたり、まだ試行の段階ですが、ここ1年間の試行錯誤の取り組み状況について、順を追って紹介する形で書かせていただくこととします。

## 行政評価の取り組み状況

### 2

#### (1) 具体的な取り組みの考え方

財政状況の厳しさが増すなかで、限られた財源と人員をいかに効果的に配分し、かつ、効果をあげるかということがますます重要となってきます。

具体的に、本町では、現在の町の財政

規模105億円(平成18年度当初予算)

を今後10年間で30億円以上圧縮する必要があると考えており(行政改革担当としての個人的見解)、さらに、職員の削減についても、ここ10年で54人を計画しています。これらの数値を目標に、行

#### (2) 具体的な取り組みの進め方

行政評価の取り組みを始めるにあたり、その進め方について以下のとおり計画しました。

職員の意識改革のための研修

(平成17年11月)

事務・事業評価シート(案)の検討

(平成17年12月)

事務・事業評価シートの試験作成

(平成18年2月)

事務・事業評価シートの作成研修(案)

(平成18年2月)

事務・事業評価シートの作成研修

(マン・ツー・マン)

全ての事務・事業の評価と公表

(平成18年3月)

(平成18年6月)

#### (3) 具体的な取り組み状況

職員の意識改革のための研修

これまで私たちは、各種計画に基づいて予算を獲得し、事業を執行すること自体を目的化する傾向があり、その結果、施策や事業がどのような「成果」を上げたかについては明確な評価が行われず、成果があまり見られない事業でも、なか



研修の様子

時までと午後1時30分から4時30分までの2回に分け、全職員を対象に実施しました。この研修会にはほぼ全員の職員が出席しています。

事務・事業評価シート(案)の検討

平成17年度行政改革大綱及び集中改革プランの策定が急務であったことから、職員自ら行政評価の様式の作成及びシステムの確立までは行えないこと、さらにPDCAサイクルに則った行政評価の仕組みを確立させたいこと等を考慮し、シンクタンクの活用を考えました。

業務委託の主なものは、評価対象事業の特定・行政評価の様式と手法の策定・行政評価マニュアルの作成・行政評価システムの構築などです。特に行政評価の様式の作成については2カ月以上を要し、様式作成ソフトの選定、A3判の用紙に多くの調査項目をいかに効率よく収めるか、事務・事業の目標欄や評価指標の設定欄の記載項目とその配置及び記載の大きさの検討、評価項目選定と評価の付け方及びその表現方法等、多くの協議を経て、評価シートの様式を決定しました(評価シート案は別紙のとおり)。

事務・事業評価シートの試験作成

平成18年2月、事務・事業評価シート(案)が出来上がったところで、評価項目等を正しく記載できるか確かめるため、試行前に以下の4課4事務事業について担当課に試験作成を依頼しました。

生涯学習課 住民サービス事業

「なかとみ文化の集い」  
建設課 施設整備事業  
「過疎対策道路改良工事」

町民課 法定受託事業  
「国民年金事業」

総務課 内部管理事務  
「文書発送業務」

まず、事前に配布した「身延町事務・事業評価マニュアル(案・試行版)」のみを見て、平成18年度事務・事業評価シート(平成17年度事業対象)記入用へ記載が可能か試みましたが、担当者はかなり苦戦を強いられましたようです。特に事業の目的欄に位置づけられた「事業の対象」と「意図」の記載が難しかったという感想が寄せられました。

事務・事業評価シートの作成研修(合同)

先の試験作成により得られた成果をもとにさらに評価シートを改良し、全職員を対象とした事務・事業評価シートの作成研修会を実施しました。合併して1年3カ月を経過した段階ではありましたが、各課とも非常に忙しい中で多くの職員が参加できるように、夜の間時間帯も含め以下のとおり3回に分け実施しました。

- 第1回 平成18年2月23日(木)  
午後1時30分～4時00分
- 第2回 平成18年2月23日(木)  
午後5時30分～8時00分
- 第3回 平成18年2月24日(金)  
午前9時30分～12時00分

研修会の当日、行政改革係として次のような話しをさせていただきました。

.....

「なかとみ文化の集い」  
建設課 施設整備事業  
「過疎対策道路改良工事」

町民課 法定受託事業  
「国民年金事業」

総務課 内部管理事務  
「文書発送業務」

まず、事前に配布した「身延町事務・事業評価マニュアル(案・試行版)」のみを見て、平成18年度事務・事業評価シート(平成17年度事業対象)記入用へ記載が可能か試みましたが、担当者はかなり苦戦を強いられましたようです。特に事業の目的欄に位置づけられた「事業の対象」と「意図」の記載が難しかったという感想が寄せられました。

先の試験作成により得られた成果をもとにさらに評価シートを改良し、全職員を対象とした事務・事業評価シートの作成研修会を実施しました。合併して1年3カ月を経過した段階ではありましたが、各課とも非常に忙しい中で多くの職員が参加できるように、夜の間時間帯も含め以下のとおり3回に分け実施しました。

第1回 平成18年2月23日(木)  
午後1時30分～4時00分

第2回 平成18年2月23日(木)  
午後5時30分～8時00分

第3回 平成18年2月24日(金)  
午前9時30分～12時00分

このように日程で実施し、3月24日ま

事務・事業評価シート作成研修

(マン・ツー・マン)

前回行った一方的な説明研修だけで評価シートを完全に仕上げられるとは思いませんでしたので、3月に入り、宿題にしておいた各自の評価シートを見ながら、マン・ツー・マンで指導する機会を設けることを計画し、各課半日2～3名の指導者(シンクタンクの担当者)を派遣し、1人あたり20分ずつ指導することになりました。

具体的な日程は以下のとおりです。

- 3月8日
- 午前9:00～12:00 総務課
- 午後13:00～17:00 町民課・財政課
- 3月9日
- 午前9:00～12:00 産業課
- 午後13:00～17:00 企画課・出納室

(以下省略)

でに全ての課で行いました。この各課研修をとおし、ほぼ全職員が評価シートの作成ができるようになったものと理解しています。

全ての事務・事業の評価と公表

各課が担当する事務・事業について、2～3力月中に評価を終え、試行の段階ではありますが、町民の方々に分かりやすく結果を公表し、意見を求めたいと考えています。

本町では、平成17年5月より、行政改革大綱の策定中にその経過や5回にわたる行政改革推進委員会の会議録等を、

## おわりに

行政評価についてこれまで進めてきて

感じたことですが、まず、成果として、行政の事務・事業について何の疑問も抱くことなく継続してきましたが、今回その目的や成果などを評価することで、事務・事業そのものを見直す良い機会となり、中には試行の段階であっても実施方法に工夫を加えた課もありました。また、財政状況の厳しさが増す中で、限られた財源をいかに効率的に配分し、かつ、効果をあげるかと呼ばれている中、平成18年度に町のバランスシートが作成されることになり、職員にも財政状況の厳しさを実感していただくことで、さらに行政評価の必要性を分かってもらえるものと

また、10月に大綱(案)を諮問、さらに3回の委員会の協議、12月の答申等も随時ホームページに公開し、結果として身延町行政改革大綱をまとめ、経過とともに公表(役場本庁・支所・出張所・図書館等に経過や会議録等ファイルにて)しています。住民と行政とのパートナーシップの確立には透明性の高い行政運営の実現が不可欠であり、あらゆる分野において情報を公開する必要があると思います。なかでも行政評価の公表はとても重要なことであり、分かりやすく公表し、意見を求めていきたいと思えます。

確信しています。

### 3

現時点では、評価結果をどう予算編成に役立てるかについて、具体的な方法がつかめない状況にあります。例えば、予算規模を年々圧縮しなければならぬ状況の中、あらかじめ各課における評価結果にもとづき事務・事業の取捨選択を行い、予算要求に反映させるのか、あるいは、財政担当によりそれぞれの課に予算を配分し、担当課がその予算に対しあらかじめ行っていた評価の結果の低い順に事業の廃止等を検討するような方法をとるのかは、今後の検討課題です。これに関連して、施策評価についての方法やその活用方策なども検討しなければ

ばならないと考えています。さらに、事務・事業の取捨選択を行う手段として、事業仕分けの手法を用いる方法がありまますが、これはあくまでも素早く一度だけで取捨選択を行う手段として用いるものであるように理解しており、継続して行う手法では無いように思われます。しかしまだ検討の余地はあるように思います。

以上のように課題の解決を図ることは勿論ですが、とにかく機会あることに職員の意識改革のための仕掛けを行いつつ、行政評価導入の原点に立ち返り、今、町が行っている事務・事業について、もう一度目的や目標が達成されたか職員自ら評価を行い、次年度以降の方向を明確にするとともに町民に公表し、意見を求

める一連の作業を着実に実施して行きたいと思えます。なお、当初予算要求の際、各課の事業の説明資料として、評価シートを添付するのも良い活用方法であるように思います。

とにかく、今までのような行政のやり方は通用しなくなります。身延町の行政改革の目標は「小さくて効率的な役場経営」です。行政改革大綱に対する行政改革推進委員会の答申書の最後に、「行政改革は、いつの時代においても行政の普遍的課題である。職員一丸となつての取り組みを期待し、切望するものである。」との言葉が添えられていました。その期待に応えられるよう気持ちを新たにし、行政改革に邁進したいと思えます。





平成 年度 事務・事業評価シート

|             |           |          |          |
|-------------|-----------|----------|----------|
| Plan【計画・目標】 |           | 資料等提出年月日 | 事務・事業コード |
| 事務・事業名      | ハードソフトの両方 | 事務・事業コード |          |
| 計画・目標の内容    | 計画内容      | 実施計画     |          |
| 予算          | 予算        | 実施計画     |          |
| 担当          | 担当者       | 実施計画     |          |
| 備考          | ※特記事項     | 実施計画     |          |
| 担当部署        | 担当部署      | 実施計画     |          |
| 担当部署        | 担当部署      | 実施計画     |          |
| 担当部署        | 担当部署      | 実施計画     |          |

(平成 年度 事業対象)

|           |  |       |        |
|-----------|--|-------|--------|
| Check【評価】 | 評価項目                                     | 説明・理由 | ID No. |
| 必須        | 必要性                                      |       |        |
| 重要        | 優先度                                      |       |        |
| 標準        | 効率性                                      |       |        |
| その他       | その他                                      |       |        |
| 総合点       | 総合点算出基準<br>総合点算出点以下は、即「当該事業体上」または「当該事業体」 |       |        |



所属長へ

|                |      |      |      |
|----------------|------|------|------|
| 自己評価(所属長による評価) | 評価項目 | 評価内容 | 評価結果 |
| 必要性            | 必要性  | 必要   | ○満足  |
| 優先度            | 優先度  | 優先   | ○満足  |
| 効率性            | 効率性  | 効率   | ○満足  |



Actionへ

|               |              |      |
|---------------|--------------|------|
| Action【改善・対策】 | 改善・対策        | 実施状況 |
| 改善の方向性(改善目標)  | 改善の方向性(改善目標) | 実施状況 |
| 実施内容          | 実施内容         | 実施状況 |
| 実施時期          | 実施時期         | 実施状況 |
| 実施担当者         | 実施担当者        | 実施状況 |



|           |  |       |        |
|-----------|--|-------|--------|
| Check【評価】 | 評価項目                                     | 説明・理由 | ID No. |
| 必須        | 必要性                                      |       |        |
| 重要        | 優先度                                      |       |        |
| 標準        | 効率性                                      |       |        |
| その他       | その他                                      |       |        |
| 総合点       | 総合点算出基準<br>総合点算出点以下は、即「当該事業体上」または「当該事業体」 |       |        |



|                |      |      |      |
|----------------|------|------|------|
| 自己評価(所属長による評価) | 評価項目 | 評価内容 | 評価結果 |
| 必要性            | 必要性  | 必要   | ○満足  |
| 優先度            | 優先度  | 優先   | ○満足  |
| 効率性            | 効率性  | 効率   | ○満足  |



|            |  |       |        |
|------------|--|-------|--------|
| Check【再評価】 | 評価項目                                     | 説明・理由 | ID No. |
| 必須         | 必要性                                      |       |        |
| 重要         | 優先度                                      |       |        |
| 標準         | 効率性                                      |       |        |
| その他        | その他                                      |       |        |
| 総合点        | 総合点算出基準<br>総合点算出点以下は、即「当該事業体上」または「当該事業体」 |       |        |

# 行政評価システム導入による 新たな行政経営体制に向けて

山梨市総合政策課

名取 茂久

## 行政評価による

## 政策形成の確立

1

山梨市は、平成18年3月に第1次山梨市行財政改革大綱を策定しました。この大綱は、改革の基本目標のひとつとして、「行政評価による政策形成の確立」を掲げています。

自主財源が乏しい状況下においては、市民サービスとその費用対効果を十分に検討し、市民が何を望み、何が重要と考えているかを見極め、優先性をもたせた施策の推進に切り替えなければなりません。しかし、これまでの行政を振り返ると、政策や事業決定の場面で多く見られるのが、前例踏襲というスタイルでした。これは、右肩上がりの経済状況のもとでは可能であっても、今日の本市の財政状況からはできないことです。また、政策形成についてはその過程が確立されていなかったため、個々の職員の経験に基づいた事務・事業の推進を行ってきました。今回の行財政改革では、これまでの考え方を一掃し、行政運営に「経営」という観点を取り入れ、企画・立案から翌年

## 行政評価システムの構築

2

度予算への反映という事業の流れを体系化し、職員だけでなく市民にも理解しやすいシステムを構築しなければなりません。このため、計画(Plan) 実行(Do) 検証(Check) 改善(Action)という一連のサイクルにより行政を運営することで、事業選択を明確に行い、予算編成に反映させることとし、このPDCAサイクルを確立するための行政評価システムを導入し、計画期間内に実施することとしています。

また、各事業は総合計画を上位計画に位置付け実施していますが、これまで総合計画の進捗状況の管理についてはあまりない状況でした。このため、行政評価システムではその進捗状況についても評価を行い、今後のまちづくりを生かしていきます。

基本目標の達成に向け行政評価システムの構築を行うっていくためには、PDCAサイクルによる一連の事務の流れや、成果志向による事務・事業の遂行体制を確立するために、評価シートを活用した行政評価システムを導入し、職員全員が常にコストを意識しながら事務を遂行する必要があります。

本市が目指す評価システムは、事前評価で実施事業の選択を行い、事後評価で事業の継続・廃止、改良・改善を図り、翌年度以降の予算への反映をめざすものです。また、今年度中に策定される総合計画と連動し、計画の進行管理にも役立つ

たせるとともに、行政経営における主要施策の選択に活用させるものです。このシステムを職員や市民が理解し実践することにより、職員の政策形成能力の向上、事業選択の明確化、職員の業務への責任、効率的な予算執行、市民への説明責任などが図られます。

このため、平成17年度に導入に着手し、職員研修、職員ワーキングを重ね、平成20年度以降の予算に反映ができるよう、評価システムを確立することとしています。また、市民や有識者による外部評価委員会を設置し、そこでの評価を尊重するとともに、予算へ反映させていきます。

## 山梨市の行政評価 システムについて

3

地方財政は、合併市町村といえども厳しい状況が予想され、こうした状況を住民に正確に伝え、認識してもらう必要が

あります。これからの自治体のマネジメントにおいては、自治体が行っている施策・事務事業について、行政がそもそも

関与すべきか、という点を含めた優先順位や劣後順位を明確にすることが重要です。そのためには、まず事業の目的と成果、施策の進捗度を明らかにすることが必要であり、行政評価は必須のツールであると言えます。

本市の行政評価システムは、施策・事務事業の成果を客観的な基準により評価し、施策・事務事業を改善するとともに、優先度の高い施策・事務事業への予算や人員の重点的配分や、住民に対する説明責任を果たすことを目的に導入するものです。このため、本市においては、行政評価を総合計画と予算編成にリンクさせる独自のシステムを構築します。市長以下幹部職員がその意義を理解し、評価結果が十分に反映できるしくみづくりを行います。あわせて評価に携わる職員を対象とする試行や評価表作成指導を通じ、成果重視の客観的な評価ができるようになります。この中で、総合計画による管理

については、総合計画の施策の下に事業を整理し、計画と予算の関係を明確にします。これにより、総合計画の進行管理による行政評価が可能となります。

職員の意識改革については、行政評価システム導入成功のために、事務事業の実施に当たる職員の意識改革が求められます。担当している事業が総合計画のどこに位置づけられているかを認識し、事業をどのように改革すれば市民に効果があるかを意識し、職場で議論を重ねていくことが成功の鍵となります。これは、何のために行っている事業か、目的から見直し、具体的数値により成果を説明できることを目指しています。

市民への説明責任の向上については、施策・事務事業の目的、内容、達成度などを市民にわかりやすい形で公表することによって、市民に対する説明責任（アカウントビリティ）の向上を図ります。

## 具体的な取り組み

### 4

行政評価は平成8年に三重県で導入されてから10年が経ち、総務省の調査によれば中小規模の市区でも95%以上が何らかの形で導入あるいは検討を行っています。しかしながら、評価の有効性に対する不信などから行政評価に対して否定的

な意見も聞かれます。本市の行政評価の目標としては評価と予算及び計画の連動を掲げていますが、この方式自体は特に目新しいことではありません。しかし、実際にこの目標が達成できているところは先進地と言われている自治体でもほと

んどないのではないのでしょうか。

本市においては、まず、市役所内部で実効性のあるシステムの構築を目指します。この目標が達成できると考える根拠は二つあります。一つは総合計画策定と行政評価導入時期が重なっており、施策段階での目標の設定が必然的に行われること、二つ目は行政評価を自立的に運営するために不可欠である枠予算についての理解が財政部門で得られていることです。

行政評価の導入に向けて、平成17年度は行政評価について、シンクタンク職員による市長への説明に始まり、幹部クラス、リーダークラス、一般職員まで計5回のべ270人の職員に対する研修を行いました。また、大住荘四郎関東学院大学教授をお招きし、「分権時代の自治体経営・価値前提のマネジメント」と題した、行政評価を活用した戦略的マネジメントの講演をいただきました。

評価の試行については、ワーキンググループメンバーが担当する事業（市営バス運行事業、巨峰の丘マラソン大会、汚水処理施設整備交付金事業、青少年県外交流事業山梨市子ども地球探検隊、保育料軽減事業）について、それぞれ行いました。横須賀市、太田市などの先進地のシステムや評価表なども研究する中で、具体的には山梨県、名古屋市、静岡県長泉町について評価し、その手法を実感すると

もに、それぞれの評価表の記入のしやすさや、必須や不要な項目などを指摘し、山梨市独自の評価表やシステムについて議論を重ねました。

平成18年度は評価システムの試行の年度と位置づけています。評価システムの構築と評価技術の習得は両輪であるとの考えに立ち、財政部門と協議し評価システムを構築していくことと、評価表の作成を通じた研修の二つを行っていきます。評価表の作成については、主要事業から各課2事業を選定し、評価についての説明会を開催した後、具体的な評価に入っていきます。平成18年度と19年度のスケジュールは図1（次ページ）のとおりであり、評価システムは図2（次ページ）のとおりです。

行政評価の予算への反映については、平成18年度は、評価表を予算査定資料へ添付することとしましたが、評価結果はあくまで参考資料であり、従前どおり予算査定の中で決定します。平成19年度は、評価結果と枠予算を連動させます。重点施策や新規プロジェクトについては、重点施策・新規プロジェクト枠の中で予算付けを行い、継続事業については、継続事業枠の中で予算付けを行います。重点施策や新規プロジェクトについては、幹部クラスの組織において、新規事業評価と施策評価の評価結果により、予算を重点的に配分する施策や新規プロジェクトを決定します。継続事業については系統施策

別単位または施策単位で枠予算を配分し、継続事業評価及び施策評価の評価結果をもとに、系統施策別単位または施策単位で設置された組織で枠予算の範囲内で事業を取捨選択していきます。

行政評価の総合計画への反映については、前提として、総合計画の施策の下に予算事業が位置づけられていることがあり、施策ごとの目標が設定されていることが重要となります。これらについては、現在、総合計画の策定作業が大詰めを迎えており、施策に対応する主要事業の拾い出しや成果指標及びその目標値の設定作業を行っています。そして、毎年の進捗管理により総合計画の目標の達成状況を勘案して、重点的に予算を配分する施策を決定していきます。達成状況については、統計や市民満足度調査を活用していきます。

最近の傾向として、事務事業評価を導

入して一定期間を経た自治体が施策評価に取り組み動きがあります。本市では、施策評価についても平成19年度にあわせて導入します。施策評価とは、施策間の優先付け、施策内での事業の優先付けのことを指します。具体的には、では総合計画の目標による進捗管理や他都市との比較、では施策内の事業の相対評価を行います。先ほど述べたように、については、重点施策の選び出しに、については事業の取捨選択に活用します。

現在、行政評価についての大きな理解は得られていますが、評価に関わる職員の評価技術の習得や、評価システムの詳細な部分についての詰めはこれからといった段階です。今後は、平成19年度の導入結果を踏まえた改善を行い、平成20年度には次の段階である外部評価の導入に取り組んでいきたいと考えています。



図1 山梨市行政評価導入スケジュール

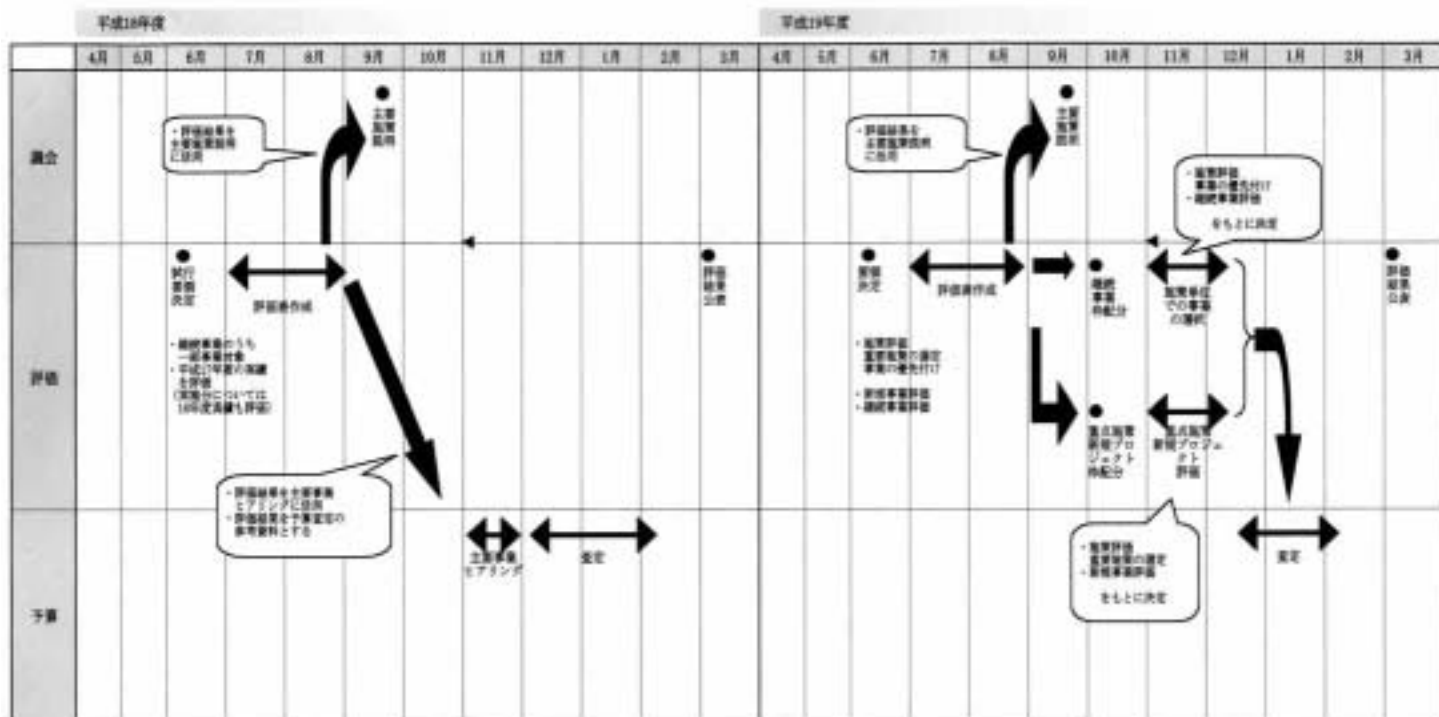
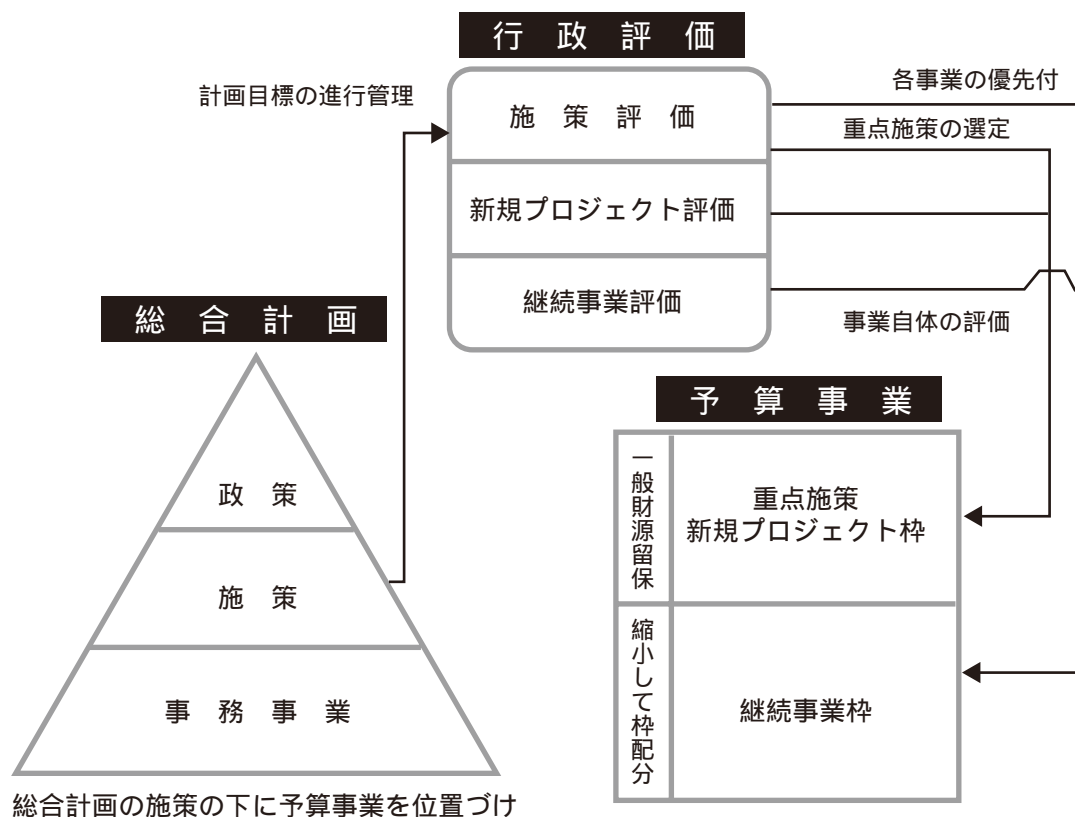


図2 山梨市行政評価システム構築図



## 政策アセスメント 導入の経緯等

本県における行政評価は、公共事業について再評価の試行を始めた平成10年を一応の起点としていますが、県庁最大の汚点である公費不適合支出から脱却して新たな県庁として再出発するため、「政策アセスメント」を導入し、職員の意識改革と、県民に信頼される公正で透明な行政運営を目指したところからが本格的なスタートと考えています。

平成11年度から2年間試行し、平成13年度から事業評価を本格実施する段階では、「成果重視」、「行政資源の効率的な配分」、「県民に対する説明責任」といったマネジメントツールとしての性格付けがなされ、政策アセスメントは、NPM(ニュー・パブリック・マネジメント)の理念に沿って県行政を推進するための原動力となっていくことになりました。

しかし、事務事業レベルの評価は、施策内における他の事務事業との関連を念頭に置かない、言わば「絶対評価」であり、事業の取捨選択や見直しを積極的に進

### 1

め、限られた財源を効果的に配分するためには、政策アセスメント手法の改善が必要になってきました。

また、評価結果を予算に反映させることも課題となっており、単に事務事業の簡素・効率化を図るだけでなく、真に成果を重視した財政運営を進めるためにも、政策アセスメントを次の段階にステップアップさせる必要に迫られていました。

このため、事業間の優先順位付けや効果的・効率的な事業構成の評価を目的とした「施策評価」を、平成15・16年度の2年間試行し、平成17年度から本格実施に移しました。

## 県における行政評価の取組

### 2

本県における行政評価は、評価対象に応じて評価の仕方を変えており、政策アセスメントを中心に次のような組み立てとなっています。

#### (1) 政策アセスメント

県の総合計画である「創・甲斐プラン21」の政策体系に基づき、施策評価及び事業評価を実施

#### (2) 公共事業等評価システム

公共事業及び県単独公共事業について、事業の計画・建設から維持管理まで

の実施段階に応じて、事前評価、再評価及び事後評価を実施

#### (3) 公共施設評価

県が設置する公共施設について、施設ごとに運営目標を明確にした上で数値目標を設定し、達成度を評価

#### (4) 試験研究評価

試験研究機関が行う試験・研究課題について、事前評価、中間評価及び事後評価(必要に応じて追跡評価)を実施

## 政策アセスメントの理念と目的

### 3

行政評価は、英語で、Performance Measurementと言われます。つまり、「行政の活動による業績成果(Performance)を数値で測定し、評価(Measurement)すること」が行政評価ということになります。

これまで、県においても、行政活動の「定性的」な評価は多くなされてきたものの、「定量的」に数値を用いて行政活動

を測定することはあまりなされてきませんでした。

政策アセスメントは、県が実施する施策・事業の効果や目的達成度を、多様な数値指標を用いて客観的に評価することにより成果重視の行政運営を行うために実施するものであり、NPMの理念に沿って、行政システムを管理(Administration)から経営(Management)に変革させるた

めの中核的なツールです。

政策アセスメントの目的は、主に次の3点に集約されます。

成果を重視した県民本位の行政の推進  
 県民の視点に立つて施策・事業の成果等を検証し、事業の積極的な見直しや再構築を進め、成果を重視した行政運営へ転換を図る。つまり、顧客志向、成果指向を目指しています。

限られた財源や人材の効果的・効率的な活用

社会経済情勢や県民ニーズの変化を踏まえ、不要不急な事業等を積極的に見直すことにより、財源、人材の効率的な配

分を進め、県民が真に必要とする施策・事業への重点化を図る。つまり、Plan(計画) Do(実施) Check(検証) Action(改善)のマネジメントサイクルに基づき、不断の見直しを行うことを目指しています。

県民に対する説明責任の徹底

施策・事業の目的や目標、成果を明らかにし、施策展開における県民への説明責任を果たす。つまり、県政を県民にとってより身近なものとするため、行政活動の内容を分かりやすい形で説明し、県政の透明性の一層の向上を目指しています。

## 政策アセスメントの評価の手順

### 4

政策アセスメントは、全庁的な総合性

や客観性、信頼性を確保する観点から、次の段階的な評価を経て、最終的な評価としています。

(1) 第一次評価(各部門における評価)

自己点検により事務事業の積極的な見直しを進めるため、各部門は、所管する施策・事業について第一次評価を行う。

(2) 第二次評価(全庁的な調整)

第一次評価後、企画部において、評価の客観性や全庁的な総合調整の観点から第二次評価を行う。

(3) 外部評価

第二次評価後、評価の客観性、透明性を高めるため、学識経験者などで構成する外部評価機関による外部評価を行う。

(4) 政策会議による評価

外部評価後、外部評価機関の意見等も踏まえながら、政策会議において最終的な評価や見直しの方向について決定する。

## 政策アセスメントの評価の対象

### 5

政策アセスメントは、創・甲斐プラン21の全施策を目指すべき県土像 政策分野 政策 施策 単位施策 事務事業と連なる政策体系の、単位施策レベルでの全施策をいう。)を概ね二分割し、それぞれ1年置きに評価することとしています。

評価の対象は、当該年度の当初予算に計上された施策・事業のうち、他の評価方法で評価することとしている公共事業、準公共事業(県単独公共事業)及び研究事業を除き、更

次の事業や経費を除いたものとなっています。(「政策アセスメント対象事業イメージ図」を参照)

- ・警察本部、県議会議務局、公営企業に関する予算
- ・その他の投資的経費のうち、施設、庁舎等の整備事業やこれに類する事業
- ・人件費、扶助費、公債費、交付金などの義務的経費
- ・積立金、繰出金
- ・経常経費
- ・国庫委託事業、受託事業
- ・施設、庁舎等の維持管理経費
- ・臨時的事業

政策アセスメント対象事業イメージ図

| 投資的経費       |       | 義務的経費       |     |     | 義務的経費に準ずる経費                   | その他行政経費  |       |
|-------------|-------|-------------|-----|-----|-------------------------------|----------|-------|
| 公共事業        | 準公共事業 | 人件費         | 扶助費 | 公債費 | 貸付金・繰出金<br>積立金・出資金<br>扶助費的補助金 | 一般行政事業   | 政策的事業 |
| 公共事業等評価システム |       | 政策アセスメント対象外 |     |     | 政策アセスメント(積立金・繰出金を除く)          | 政策アセスメント |       |

ただし、次に掲げるものは政策アセスメントの対象から除く。  
 ・警察本部、県議会議務局、公営企業に関する予算  
 ・国庫委託事業、受託事業  
 ・試験研究機関で行う研究事業 試験研究評価  
 ・その他の投資的経費のうち、施設、庁舎等の整備やこれに類する事業  
 ・施設、庁舎等の維持管理経費  
 ・臨時的事業

# 評価調書、評価スケジュール等

6

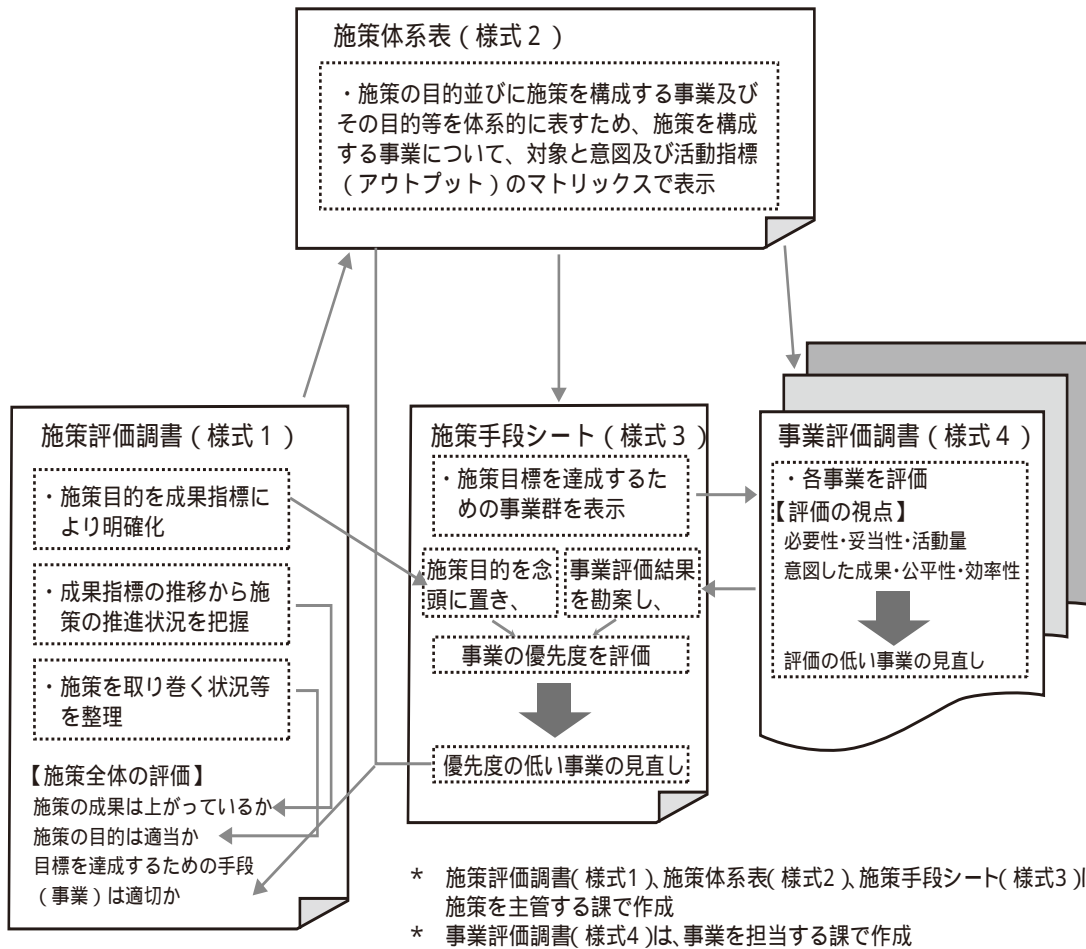
評価調書は、「施策評価調書」、「施策体系表」、「施策手段シート」、「事業評価調書」の4様式で構成し、それぞれの評価調書の関連は、「評価調書関連イメージ図」とおりとなっています。

また、評価は、概ね「政策アセスメント評価スケジュール」に沿って進めており、5月中旬から8月下旬までに第一次評価、8月下旬から9月末までに第二次評価、10月中旬に外部評価を行い、10月末の政策会議において評価や見直しの方向を決定（評価の状況により、政策会議への付議に代えて行財政改革推進本部に報告）しています。

各部署は、評価結果を踏まえて、次年度当初予算見積書を作成することになっており、評価は、予算編成を通じて確定します。

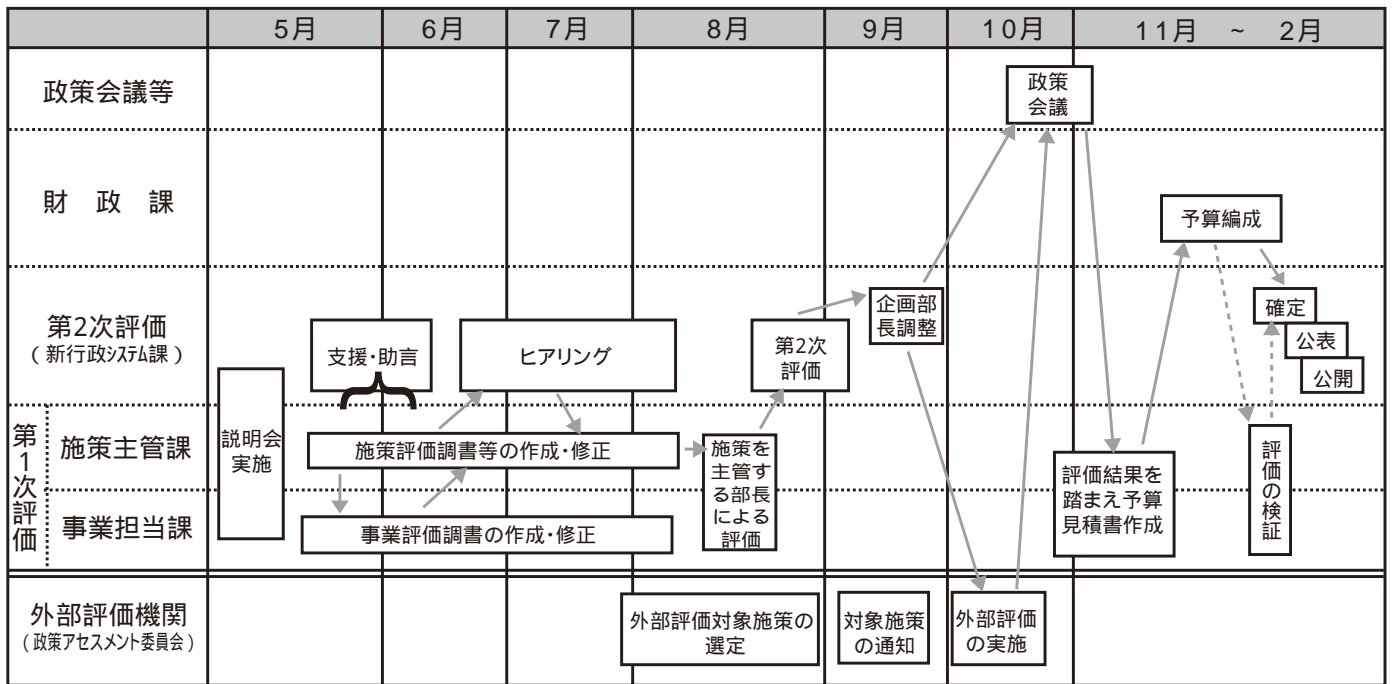
さらに、評価の確定後、評価調書一式を県ホームページに掲載するとともに、県民情報センターに備え付け、公表しています。

評価調書関連イメージ図





政策アセスメント評価スケジュール



# 施策評価と外部評価

平成17年2月、山梨県政策アセスメント委員会から提出された「施策評価及び外部評価の導入に関する報告」を受けて、平成17年度から、施策評価と外部評価を本格実施しました。

## (1) 施策評価

より総合的な視点から事業を適正に評価するには、施策の目的を明確にし、その手段である全ての事業を俯瞰した上で、当該事業が施策目的を達成するための有効な手段になっているか否かという観点から評価する「相対評価」の視点が必要であることから施策評価を導入しました。

施策評価の優先度評価(相対評価)において、見直しの狙上に載せる事業数の割合を、当初の20%から、今年度は25%に引き上げ、事務事業の見直しを積極的に進めています。

平成17年度は、106施策759事業を評価し、231事業で何らかの見直しを行った結果、改善率は30.4%、改善額は18億3千万円余りとなっています。  
(平成17年度政策アセスメントの結果を参照)

## (2) 外部評価

政策アセスメントは、第一義的には事業を実施している担当者(事業担当課)が

県民の視点に立つて事業を見直す機会であり、その意味で内部評価を基本とするものですが、評価の客観性と透明性を確保する仕組みとして外部評価を導入しました。

政策アセスメント委員会を外部評価機関に位置付け、評価委員は、評価対象分野に利害関係を直接有しない第三者を中心に選定しました。

また、外部評価は、1班3人による2班編成で、1施策当たり1時間程度かけて評価を行い、その後全体会において意見集約を行っています。

平成17年度は、12施策において外部評価が行われました。

平成17年度政策アセスメントの結果

(単位: 千円)

|          | 対象事業数 | 構成比    | 改善額       | 一般財源    |
|----------|-------|--------|-----------|---------|
| 廃止       | 87    | 11.5%  | 867,095   | 508,240 |
| 一部廃止     | 10    | 1.3%   | 22,932    | 20,009  |
| 終期設定     | 8     | 1.0%   | -         | -       |
| 休止       | 6     | 0.8%   | 2,775     | 2,696   |
| 他事業と統合   | 27    | 3.6%   | 29,771    | 17,634  |
| 縮小       | 26    | 3.4%   | 910,799   | 405,365 |
| 実施方法等の変更 | 67    | 8.8%   | -         | -       |
| 拡大       | 0     | 0.0%   | 0         | 0       |
| 現行どおり    | 528   | 69.6%  | -         | -       |
| 改善額(減額分) |       |        | 1,833,372 | 953,944 |
| 改善額(増額分) |       |        | 0         | 0       |
| 改善額(差引)  |       |        | 1,833,372 | 953,944 |
| 合計       | 759   | 100.0% |           |         |
| 改善率      |       | 30.4%  |           |         |

改善率 = (対象事業数 - 現行どおり) / 対象事業数



元東山梨地域合併協議会  
「塩山市、勝沼町、大和村」  
事務局長 相澤 廣貴

## 合併コーナー

# 新たな発展を目指す 新市「甲州市」誕生によせて ～合併協議をふり返って～

市町村長、議会議員への思い

市町村合併は、法人の統合、廃置分合を行うものであり、それぞれの市町村が法人格を失うものです。市町村長と議会議員は、任期がありながら合併の期日には全員失職しなければなりません。住民の審判を受けて当選したにもかかわらず、合併によってその身分を失うことは、大きな英断がなければできないことです。

一番つらい思いをしながらもきっぱりとことを決めなければならぬ「大い」を下す。その当事者であるのが、市町村長と議会議員であったと思います。

いろいろと議論はありましたが、合併した3市町村長と当時の46人の



議会議員は一枚岩となって様々な場面で決断を下してくれました。改めて敬意を表するものです。

そして、地方分権推進のための行政運営を考えたとき、住民に最も身近な自治体として自治能力の向上や行政改革を行わなければならないといったことを肌で感じ、その必要性を理解していたのも市町村長であり、議会議員であったと思います。

### 協議会の職員とともに

3市町村の臨時会で合併協議会規約の変更が議決され、合併の期日が平成17年11月1日でしたので、甲州市が合併に要した期間は、約1年間という極めて短い期間でした。

新設（対等）合併の場合は、通常2年6ヶ月から3年を要しておりましたので、職員は、短い期間で膨大な事務に追われ、大変だったと思います。

私は、合併協議会への発令通知を受ける前は、塩山市の企画財政課長で、合併の事務も担当していましたので、合併協議の進め方はある程度わかっていました。市町村合併の難しさも見てきましたので、内示がされた時点から自分にこの大役が務ま



るのか、その能力があるのか自問自答の毎日でした。さらに、県の職員や他の自治体の職員を自分の部下として仕事をするのは初めてであり、正直なところ不安でもありました。

しかし、物事というのは考え次第です。行政職員として半世紀に一度あるかどうかかわからない市町村合併という難事業に携われることは幸運であると思い、自信があつた訳ではありませんが、職員とともに、全力投球で頑張つてやろうと心に誓いました。

合併協議会の職員体制は、県からの派遣職員2人（年度途中で1名減）、塩山市、勝沼町、大和村の職員と臨時職員、総勢13人の事務局体制でした。

職員には、口では言い表すことができないほど苦勞をかけたことが

職員から「辛い、豪い。」といった愚痴を一度も聞いたことはありませんでした。また、朝早くから夜遅くまで仕事、仕事の毎日でしたが、「すぐやる・必ずやる・できるまでやる。」を信念として取り組んできました。そして、私は、いつも心の中で、「みんなありがと。苦勞をかけるけれど、みんなで力を合わせれば必ずできる。」と思い業務に当たってきました。

毎日の朝礼では、その日の日程や課題の調整などを話し合いました。また、毎週月曜日には、全体ミーティングでそれぞれの職員からの事務の進捗状況の報告を受け、早期に方向性を出さなければならぬもの、協議が進んでいないもの、課題となっているもの、今何をすべきか、などの問題を整理し、その解決策について話し合いを行いました。課題や問題が起きた時は、「マインナス思考でなく、プラス思考で行こう。」とも伝えました。

今この文章を書きながらその時その時の思い出が頭の中を走馬灯のように思いめぐっております。職員には、大変な苦勞をかけたと思いますが、今はいい思い出となっています。

### 合併協議への職員の参画

しかし、ここで忘れてはならないことは、私たち合併協議会の職員は、協議会の会長の指揮下で合併協議という大変重要な役割を果たして参りましたが、3市町村の430人余の職員は、日常の事務に追われながら合併協議の業務も併任しなければならぬといった状況が続ぎ、その苦勞は並大抵ではなかったと思います。

私達もやるという参加意識があったからこそ、短期間で事務の調整を済ませることができたと確信しています。

合併協議も一段落した平成17年9月26日と27日の両日、田辺会長にも出席を願い、3市町村の職員を対象に合同説明会を開催しましたが、職員のパワーを感じました。

### 新市職員としての

### 意思の疎通と自覚

甲州市は、平成17年11月1日に誕生したばかりで、まだ1歳を迎えておりませんが、市民の皆様には合併の真価を問われるのはこれからです。

市町村合併により職員の人事交流

は始まりましたが、市職員として共通した心構えや認識を持つことが行政サービスの均一化を図る上で大変重要なことであることから、合併後すぐに市長の発案で、毎週火曜日午前8時から部局長会議を行うこととしました。

部局長会議では、市の重要な政策に関することや部局の課題・懸案事項に関する付議事項とし、協議若しくは決定してまいります。

また、この会議で、次の内容を市長からのメッセージとして、全職員に伝達しました。

(1) 甲州市の職員としての自覚について

常に企

画立案力を持ち、前例に囚われずアイデアと実行力を持つて対応すること。

勤務時間外でも責任ある行動に心がけ地域の奉仕活動には、積極的に参加すること。

(2) 市民や来庁者に対して  
来庁者には、率先して挨拶・案



内をすること。そして、自席で指示をしないこと。

全体の奉仕者としての心構えを忘れず市民サービスに心がけること。

職員はサービス業の従事者であり、笑顔で民間以上のサービスを提供すること。

### (3)経費の削減・時間の節約について

節電・節水、徹底したごみの分別を実施し、ごみの減量化に努めること。

民間の目線でものを考え、常に経費の節約に努め無駄のない執行を行うこと。

時間を有効活用するため、会議の時間は厳守し、短時間で済ませること。

現在の成果は、徐々にではありませんが出てきて、市民の皆様から評価を受けています。

### 地域資源を活かした

#### まちづくり

市町村合併は、最も効率的な行政改革の一つといわれておりますが、合併した自治体が必要良くなるということが決まった訳でなく、その足がかりを作ったにすぎません。市町村合併には、さまざまな課題もありますが、夢や希望もあります。

当市は、中央自動車道「勝沼IC」を南の玄関口とし、JR中央線の3つの駅にも恵まれています。豊かな自然や歴史的な文化財、名刹など貴重な歴史遺産が点在している地域であり、果樹生産では、日本を代表する高品質の果樹の生産地帯です。また、山梨県は全国のワイン生産の3分の1を占め、日本一のワイン王国です。その中でも甲州市は、ワインの発祥の地といわれ、平成16年度の国産ワインの出荷量では、日本一を誇っています。

東京圏に近いという利便性を活かし、甲州市のまちづくり計画の「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流都市」を機軸としたまちづくりを進める必要があります。

### 自治体に求められているもの

今、どこの自治体にも、従来の行政運営から行政経営への転換が求められています。徹底した行財政改革の断行と市民参画が必要です。行財政改革とは、全国の自治体が一斉に取り組んでいる平成22年までの「集中改革プラン」の策定と公表であり、市民参画とは、市民サービスを行政だけが担うという考え方から脱皮し、協働という考え方にたった取り組みではないでしょうか。

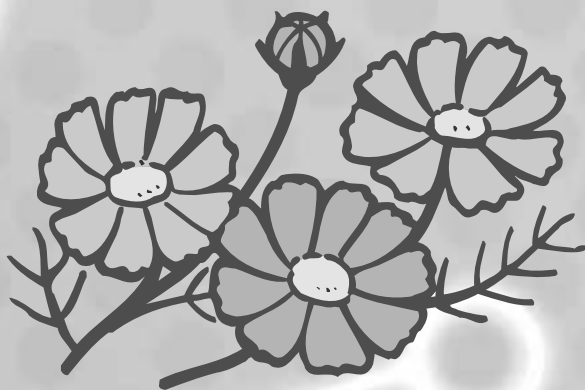
私たちは、先人達のたゆまぬ努力によって、今日まで発展してきました。甲州市をどう創り上げていくかは、これからの私達の努力にかかっています。

市長は、常日頃から、今までの先例に囚われず新しい感覚に立つて行政施策を考えてもらいたいと言っています。先例を破り、新しい感覚で工夫することにより、新しい道が開け発展があるといっています。工夫は、無から有を生み出します。わずかな工夫の積み重ねがいつか大きな発展の足がかりとなり、甲州市発展の礎となるものと確信しています。

### 結びに

合併協議を進める際よく話題になるのが、合併のメリット（利益）デメリット（不利益）ということですが、視察研修を受け入れた際にも必ず聞かれました。

そもそも市町村合併で、デメリットを証明した自治体はなく、合併する前にメリット、デメリット、損得という抽象的な議論でなく、合併後住民参画でどういったまちづくりをしていくかが大切ではないでしょうか。



# 苦言提言

Kugen Teigen

## 好感度の市町村に



Yoshihiro Kumagai  
熊谷 芳浩

時事通信社 甲府支局長

三位一体改革、地方分権が叫ばれ、市町村合併が進展。道州制の論議も高まりつつある。こうした地方自治体の変革に併せて、「官」から「民」へ、「中央」から「地方」へのスローガンも良く聞かれるようになってきている。

地方自治の現場で日々業務に励む人にとっては、もう耳慣れた言葉の数々。

いずれにしても、変革の時代を迎えていることだけは確かか。難解な理論は不得手ゆえ、いくつかの勤務地での体験から感じたことを述べさせていただきたい。

異動のたび、土地や人に慣れるには、市町村に足を運ぶのが一番と、できる限り市町村長さんから話を聞くようにしている。

まずは訪問の際に、感じたことから。

「こんにちは」と入口を入るなり、声を掛けてくれる市役所がある。たまたまかと思っていたが、その後の訪問でも、この受付は、男女を問わず声を掛けてく

れる。一方、窓口で用向きを伝えても怪訝そうな面持ちで取り次ぐ役場。こちらの風体がそうさせるのかもしれないが、行政規模やそこでの職位に関係なく対応はさまざまだ。

電話対応も同様。市役所に電話すると、「市役所です」の応答が。思わず「市役所ですね」と確認する。このようなことは、官庁、企業を問わずありがちだが、庁舎やビルよりも、そこで接してくれる職員の対応の方が印象に残ってしまう。

玄関口での話題でもう少し。受付でガイドマップがスツと出てくる市役所。しかも、お勧めのスポットを道順まで丁寧に教えてくれる。インターネットで検索すれば、簡単にガイドマップが入手できる時代とはいえ、その土地ならではの感じながらの説明は一層うれしいものだ。最近では珍しくなった靴を脱いでスリッパに履き替える役場。たとえ庁舎が古くても、足元がきれいに整理されてい

るところは気持ち良い。

各地で観光立県といわれているが、その舞台は市町村。まずは、対応のところが見直しがコストゼロの改善点ではないだろうか。

とは言うものの、市町村行政の基本は住民サービス。最近よく言われる、「住んでよかったといえる自治体」。誰もが住んでいるところを誇らしげに語りたくなるだけに、この言葉に異論はない。住民満足度をいかに高めるかだが、行政と住民との距離感にもよるのでは。

財政面での制約から、できること、できないことの明確化が求められてきている。住民理解には、自治体トップのリーダーシップに負うところ大だが、住民にとっては、その職員こそが行政そのものの。市町村長や議員さん、月に一度の広報紙より身近な存在かもしれない。都市圏の自治体と異なり、互いに顔が見える市町村では、そのメリットを生かささない手はないと思う。

地域の活性化では、行政依存からの脱却を、との声も聞かれる。官と民の境界線もあるだろう。ただ、活性化の成功例には、市町村職員の存在が大きいことも確かだ。

公務員に対する世間の目は厳しい。ただ、私がこれまでに接した公務員の人たちを思い起こすと、国、地方を問わず、ひたむきに取り組む顔が浮かんでくる。共通点は、事業の意義を熱心に説き、職務に関する情報も豊かなところか。

首都圏に隣接。環境にも恵まれた山梨県。市町村職員の皆さんが率先して好感度のまちづくりに貢献されるよう願ってやみません。

住民の人たち、場合によっては隣接する自治体とともに郷土自慢が増えるよう期待しております。



# がんばっていま～す。

fight

県と市町村、また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。今回は、市町村から県へ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



循環型社会推進課  
**中村 亮一**  
(笛吹市)

昨年4月より笛吹市から交流派遣職員として、循環型社会推進課に派遣され、早くも2年間という期間の折り返し地点が過ぎました。配属当初は、環境の違いやシステムの不慣れなど、日々緊張感に包まれ戸惑う事もありましたが、周囲の方々のご指導をいただきながら、今では自然と慣れることができました。

市では同じ環境分野に携わっていましたが、合併後のごみの分け方・出し方の統一化に向けた業務を担当でした。現在の担当は一転して地球温暖化防止対策等の業務を行っております。近年地球温暖化は世界規模で大きな問題になっています。県内の温暖化防止に取り組む様々な団体や事業者の方々とは多く接する中で、環境問題や地球温暖化防止に対する高い意識が伺え、行政としても積極的に対策を講じていく必要性を感じます。

最後に、お世話になっている課の皆様へ感謝するとともに、残りの期間を大切に、市に戻ったときにこの経験を活かせるよう努力していきたいと思います。



障害福祉課  
**倉澤 公弘**  
(甲府市)

山梨県福祉保健部障害福祉課に配属され、約1年半が経過しようとしています。

当初は、県の様々なシステムに慣れることと、民生福祉分野の仕事が初めてということもあり、自分が知らないものへの戸惑いと、仕事が遂行できるのかという不安を抱えながらの毎日でしたが、職場の皆さんのおかげでなんとか今日までやっていくことができました。

県庁でも忙しい課の一つといわれる障害福祉課で、1年目は在宅担当として「特別児童扶養手当」を主に担当し、厚生労働省からの定期指導監査を受けるなど、貴重な経験をさせていただきました。また、支援費制度の実地指導では、逆に指導監査する県の立場として市町村や事業所をめぐり、様々な職務の方々を通して、より多くの事業知識を得ることができました。

2年目は、施設担当として平成18年4月から施行された「障害者自立支援法」についての業務に取り組んでいます。現在、平成18年10月から始まる新体系の障害福祉サービスの準備を行っており、市町村や事業者の方々とは連携しながら、事業を進めているところです。

残り約半年の派遣交流ですが、私の今後の人生にとって、できるだけ多くの方々との知り合いになることが貴重な財産になりますので、更に交流を深めながら無事職務を全うしたいと思います。



都市計画課  
**堀内 正博**  
(笛吹市)

昨年4月より「桃、ぶどう日本一の郷」笛吹市から参りました堀内正博です。

土木部都市計画課へ配属となり、早いもので1年4ヶ月が過ぎようとしています。

当初は、環境の変化や経験のない都市計画の仕事内容に不安や戸惑いがありましたが、課の皆様から温かいご指導を頂き、街路・市街地担当(まちづくり交付金担当)として県内市町村のまちづくりのお手伝いをさせて頂きながら、日々頑張っております。

国、県、市町村の多様なまちづくりに関する取り組み方法や、特色ある地域づくりの考えに触れることができ、私自身も充実した日々を送っています。

来年3月までの残り7ヶ月と限られた交流期間ではありますが、この貴重な機会をとおり、県職員の方々や他の市町村の方々との交流を深め、一つでも多くのことを吸収し、今後の行政活動に生かせるよう頑張りたいと思います。



畜産課  
**橋田 千秋**  
(富士河口湖町)

この4月から人事交流により富士河口湖町から畜産課に勤務することとなり、半年が過ぎようとしています。配置直後は、これまでとまったく違う環境の中での仕事に不安でしたが、周囲の方々からご指導と力添えを頂きながら徐々に慣れてきました。

現在、畜産課の中で畜産担当として、肉用子牛・家畜市場・公共牧場等の業務を行っていますが、業務の内容すべてが初めてであり、最初は戸惑うことばかりでした。しかし、課の皆様の温かいご指導の中で業務にも徐々に慣れ、残りの期間内には畜産関係の業務を習得して、今後の富士河口湖町での職務に活かせるように努力していきたいと思っております。

最後に、お世話になっている課の皆様方及び貴重な機会を与えてくださった町の皆様方に感謝し、まだ始まったばかりではありますが、残りの期間を頑張りたいと思います。



県民生活課  
**平野 宗則**  
(山梨市)

平成17年4月、合併後の山梨市から交流派遣職員として企画部県民室県民生活課に配属され、早いもので2年目を迎えました。当初これまでは全く違う環境に戸惑いながら1年間が過ぎていきましたが、そのような中、上司や諸先輩方にご指導をいただき、また職場の皆さんの温かさに甘えさせていただきながら、楽しく仕事場に向かうことが出来ました。

私は県民生活課ボランティア・NPOの担当です。主に特定非営利活動促進法施行事務、NPO法人の設立認証等の事務処理や、他のNPO法に関連する手続きを行います。特にNPO法人設立にあたっては、申請のため県民の方が直接お越しになることが多く、このような部分は市町村での窓口業務と全く同じです。お客様からご相談をいただければ親身になって対応する、この考えですときました。1つ1つの説明に時間がかかり過ぎて、業務の量に対応できなくなる場面もありました。いろいろありますが、NPO法人を設立してがんばっている皆さんからエネルギーをいただき、また「NPO法人を設立できてよかった」と申請者の皆さんが笑顔で言っていただけよう、残り数ヶ月ではありますが頑張っていきたいと思えます。

最後に、ご指導いただいた県民生活課、関係各課の皆さん、このような貴重な機会を与えてくださった山梨市の皆さんに感謝するとともに、県で学んだこと、経験したことを少しでも多く山梨市で活かせるよう努力していきたいと思えます。



中北建設事務所 峡北支所  
**窪田 圭司**  
(北杜市)

平成17年4月より北杜市から旧峡北地域振興局建設部(現中北建設事務所峡北支所)へ派遣され、残すところ半年となりました。私は現在、道路課の道路維持担当として、県管轄国道及び県道の維持補修、占用等の許認可事務を担当しております。道路の維持作業を担当しているということで、住民の方との接点が多い仕事です。また、道路整備とは違い、道路を管理するという自分にとって全く初めての仕事であったので、最初は戸惑いの日々でしたが、上司や諸先輩方のあたたかいご指導を頂き徐々に仕事にも環境にも慣れてきました。

道路維持担当として、道路修繕における迅速かつ柔軟な対応が必要となるため、勉強の毎日です。これからは、地域事情にあった道路行政に対して、少しでもお手伝いができればと考えています。派遣期間も残り半年となりましたが、残された期間の中、更なる知識と技術の向上を図り、北杜市においても活かすことができるよう過ごしたいと思えます。

最後に、道路行政について多くのことを教えて頂いた上司、同僚の皆様には深く感謝しております。また、これからもご指導の程よろしくお願ひします。



長寿社会課  
**小林 和彦**  
(甲斐市)

竜王・敷島・双葉の3町合併後まもなく交流派遣職員として、福祉保健部長寿社会課に配属され早いもので、1年半が過ぎようとしています。最初は歳のせいもあってか、環境の違いに適応するのが鈍く戸惑うことばかりでしたが、幸いにも歳をとっている分、双葉町時代に職務上お世話になった人たちが多く、また、職場の皆様のおかげで充実した毎日職務に就いています。

配属された職場は正直言ってあまり興味の湧かない(重要性はわかっているのだが、個人的には好きになれない)福祉(介護保険)の仕事でしたが、職場の上司をはじめ同僚たちの指導のおかげで、「介護保険」の重要性等がわかったような気がします。

私自身両親が健在で、「介護保険」についても他人事のような感じで、あまり気にとめていませんでしたが、この職務について現実を目の当たりにしてみると、これから高齢化社会の中で両親をはじめ、近い将来私自身がその対象となる「介護保険」の重要性、必要性を再認識するよい機会となりました。

最後に、親切にいただいた職場の上司をはじめとする同僚や、このような貴重な機会に恵まれたことに感謝し、残りの時間を有意義に活用し、地方公務員として地域住民のために寄与できるよう頑張っていきたいと思えます。また、あとわずかな時間ですが、少しでも多くの方々と知り合って実りのある人事交流にしたいと思えますので、これからもよろしくお願ひします。



総合県税事務所  
**小松 秀樹**  
(北杜市)

市町村職員研修制度により、この4月から山梨県総合県税事務所調査収税課で滞納整理の研修を受けさせて頂いております。

大規模な税源移譲を背景として、租税徴収率の維持向上が重要な行政課題となるなか、その最前線にある徴税吏員には、今まで以上に高度で専門的な知識と経験が求められてきます。この制度は、こういった時代の趨勢に対処すべく、県税事務所の皆様が長年にわたって蓄積されてきたノウハウを広く県下市町村に共有し、相互の職員が交流することにより山梨県全体の徴税技術の向上を目的とするものです。

私は、北杜市でも税務課徴収担当を拝命しており、市税も県税も地方税法や国税徴収法等共通の法規を拠所としているため、当初それほど戸惑うことはないであろうと予想していました。しかし、実際には、両者には実務レベルにおける仕事の進め方に多くの違いがあり、今まで自分たちが行ってきた業務フローを見直すうえで大変参考になっています。また、県内の市町村ではあまり実績がない種類の徴収手続きを実際に担当させて頂く等、貴重な経験を積ませていただいております。

最後に、懇切丁寧にご指導して下さる県税事務所の皆様と、貴重な機会を与えてくださった北杜市の皆様に感謝申し上げ、私の近況報告といたします。

# 「IT改革の完成を目指す 電子自治体の構築に向けて」

山梨県市町村総合事務組合  
電子自治体推進室

望月 大輔

## これまでの経過

平成17年までにIT先進国になることを目指した国のIT戦略である「e-Japan戦略」や「e-Japan戦略」等を基に、山梨県でも全国に先駆けて山梨県と県内全市町村が共同で、住民サービスの向上と行政の効率化を目的とした電子自治体の構築の一環である電子申請受付共同事業に取り組んできました。

平成16年4月21日から運用が開始された山梨県の電子申請・受付共同システムも3年目を迎え、平成18年7月現在で、イベント申込み等の簡易申請を含めた県107手続、市町村37手続の電子申請が可能となり、インターネットによる予約や空き状況の確認ができる施設予約システムは、県3施設、市町村21施設で利用可能となっています。電子申

請受付共同システムの利用件数としては年間約5万2千件と利用率はまだまだ低いものの、電子証明書やID/PWによる認証付電子申請の届出件数は、平成16年度の113件から平成17年度の510件と大きく伸び、施設予約システムの利用件数についても平成16年度の2万件から平成17年度の4万8千件と電子申請と同様に大きく伸びており、住民のニーズが高いことが伺えます。また、新たな手続きや施設を追加することに随時取り組んでおり、平成18年12月には大月市、南アルプス市、甲斐市及び甲州市における計8施設を追加予定とし、更なる利用率向上を目指しているところです。

## 電子自治体を取り巻く環境

今年1月には、前述した「e-Ja

pan戦略」等の後継となる「IT新改革戦略」が発表されました。これは、これまでのIT戦略により基盤整備はされたが行政サービスの住民のIT活用による満足度においては成果が挙がっていないと捉え、平成18年度からの5年間は利用者である住民の視点でのIT活用に重点を置いた政策を実施し、平成22年度にはITによる改革を完成させることを目指しています。特に電子行政については世界一便利で効率的な電子行政を目指し、平成22年度までに、国や地方公共団体に対する申請・届出手続のオンライン利用率を50%以上にする、全市町村において、公的個人認証に対応した電子申請システムを整備するといった大きな目標が掲げられています。

また、この目標に対して各地方自治体において申請・届出手続のオンライン利用率の促進に向けた取り組み

みの参考となる「電子自治体オンライン利用促進指針」が国から公表され、住民の利便性の向上や業務の効率化の効果が高いと考えられる手続きがオンライン利用率50%以上にする対象手続として具体的に示されています。この指針の中には、国が望むこととして、電子自治体の担い手である各地方自治体が、地域の実情等を踏まえて全庁的に取り組む推進体制、目標、スケジュール、対策内容を包括した「オンライン利用促進計画」等を作成した上で推進していくことを示しており、各地方自治体が積極的に主体性を持って利用促進を実施していかなければならないと考えられます。

## 求められる費用対効果

山梨県では、県と県内全市町村と





自治  
Q & A

お答えします！

平成18年度税制改正における  
税源移譲に係る制度改正の内容と  
適用時期について教えてください。

今回実施される税源移譲は、

三位一体改革の一環としての国  
庫補助負担金改革の結果を受け、  
所得税から個人住民税への恒久  
措置として、概ね3兆円の本格  
的な税源移譲を行う。

その際、個々の納税者の税負担  
が極力変わらないよう配慮しつ  
つ、所得税及び個人住民税の役  
割分担の明確化を図る。  
以上を、基本的考え方としていま

す。  
これを踏まえ、平成18年度税制改  
正が実施されたところですが、一言  
で、税源移譲に係る制度改正」と言っ  
ても、それぞれの改正事項により、  
適用開始時期は平成19年から平成20  
年とズレがあるので、今回は、適用  
時期の時系列に沿って整理していく  
こととします。

平成19年1月1日から

現年退職分離課税に係る税率改正  
平成19年1月1日以後支払われ  
る退職所得から、改正後の10%比  
例税率（道府県民税4%、市町村  
民税6%）が適用されることとな  
ります。

税額の10分の1を控除する措置  
は、変わりません。また、比例税  
率化に伴い、税額計算が容易にな  
ることから、退職所得にかかる特  
別徴収税額表は、廃止されます。

平成19年度分住民税から

(1) 税率改正

個人住民税所得割を、従前の累進  
税率から、一律10%の比例税率化し、  
道府県民税4%、市町村民税6%に  
改正されます。この改正後の税率は、  
平成19年度分の個人住民税から適用  
されます。

(2) 人的控除額の差に基づく負担増  
の調整控除

所得税と個人住民税の人的控除

額の差額に起因する負担増の調整  
措置は、10%比例税率化により生  
じる負担増を調整する趣旨のもの  
であるため、税率改正と同様、平  
成19年度分の個人住民税から適用  
されます。

具体的には、次の額を所得割額  
から控除します

個人住民税の課税所得金額が2  
00万円以下の者

ア、イのいずれか少ない金額の  
5%

ア 人的控除額の差の合計額

イ 個人住民税の課税所得金額  
個人住民税の課税所得金額が2  
00万円を超える者

ウからエを控除した金額の5%  
(2500円未満の場合は

2500円)

ウ 人的控除額の差の合計額

エ 個人住民税の課税所得金額  
から200万円を控除した  
金額

(3) 申告分離課税等の税率等の改正  
申告分離課税等（長期譲渡所得、

短期譲渡所得、株式等に係る譲渡  
所得等及び先物取引にかかる雑所  
得等、配当控除の控除率等）の税  
率等の道府県・市区町村の割合  
を4：6とする改正は、総合課税  
の税率改正にあわせ実施されるた  
め、平成19年度分の個人住民税か  
ら適用されます。

(4) 山林所得の5分5乗及び平均課税  
の廃止

累進課税を前提とした規定である山林所得の5分5乗、変動所得又は臨時所得がある場合の平均課税も、比例税率化に伴い、平成18年度の個人住民税をもって廃止され、平成19年度分以降の適用はありません。

平成19年度から

### (1) 配当割及び株式等譲渡所得割の市町村交付率の改正

総合課税に係る税率改正にあわせ、配当割及び株式等譲渡所得割の市町村に対する交付率を5分の3(交付時期毎に実際に交付する率は、徴収取扱費相当額を税収入の100分の5から100分の1とする改正が加味され、100分の59・4)とする改正は、平成19年度以降交付する交付金について適用されず。

### (2) 道府県民税徴収取扱費交付金の算定基準の変更

税源移譲により道府県民税収入額が大きく増加することに伴い、道府県民税徴収取扱費交付金の算定基準を、平成19年度以降において賦課決定をされた個人の都道府県税に係る徴収取扱費から次のとおり改正します。

徴収取扱費<sup>1)</sup>  
納税義務者数×3000円

ただし、平成19、20年度は過渡的な事務負担を考慮し、

### 徴収取扱費<sup>2)</sup>

納税義務者数×4000円

を交付することとされています。

平成19年度分住民税

税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置

平成19年度個人住民税の合計課税所得金額から所得税との人的控除差の合計額を控除した金額があり、かつ、平成20年度個人住民税の合計課税所得金額から所得税との人的控除差の合計額を控除した金額がない者については、納税者からの申告により、平成19年度分の個人住民税を税源移譲前の水準まで減額する経過措置を講じています。(簡単にいうと、平成18年分の所得税は課税されるが、平成19年分の所得税は課税されない者に対する経過措置。)

この経過措置は、平成20年7月1日から7月31日までの間に申告がなされた場合に、通常は賦課決定済み、納付済みの平成19年度分個人住民税を減額、還付することとなります。

平成20年度分住民税から

### (1) 住宅ローン控除に係る減額措置の創設

税源移譲に伴い、個々人の所得税額が減少することにより、住宅ローン控除が所得税から控除しきれなくなる一方、個人住民税の負担が増加することにより、住宅ローンの既存適用者の負担が増加することに对应するため、平成18年までの入居者について、申告に基づいて税源移譲による影響額を翌年度の個人住民税の所得割から控除します。この措置は、平成20年度分から平成28年度分までの個人住民税について適用されます。なお、この措置により生ずる個人住民税の減収額については、全額国費で補てんされます。

### (2) 配当割及び株式譲渡所得割額控除における控除割合の改正

配当割及び株式等譲渡所得割の市町村に対する交付率を5分の3としたことに伴い、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除における都道府県・市区町村の控除割合をそれぞれ5分の2、5分の3とすることとなりました。改正後の市町村交付率は、平成19年度交付分から適用されるため、改正後の交付率が適用された配当割又は株式等譲渡所得割に係る所得が申告される平成20年度分の個人住民税か

ら、改正後の控除割合が適用されます。

以上のように、税源移譲関係の改正事項は、今後順次適用されていきます。税源移譲による個人住民税額への影響は、基本的には特別徴収の場合は、平成19年6月徴収分から、普通徴収の場合は平成19年6月納期限分から生じることとなります。税源移譲にあたっては、所得税の減税と個人住民税の増税を組み合わせることにより、個々の納税者の負担増が生じないように制度設計がなされていますが、所得税の源泉徴収には、賞与徴収があるのに対し、個人住民税の特別徴収には賞与徴収がないため、月々の給与天引き額が大きくなること、平成19年度からあわせて定率減税が廃止されるため、税負担の増が同時期になる等の理由から、これまでも増して、納税者へ十分な説明が求められ、理解を得ることが重要になります。税務担当職員におかれましては、適切な対応をお願いいたします。

## フェスタまきば & 北杜市大泉高原サラダ祭り

北杜市

平成18年10月1日(日)  
(会場：県立まきば公園)



秋の穏やかな日差しの中、八ヶ岳高原で、地元産甲州牛のパーベキュー、新鮮な高原野菜や山梨のワインなど、郷土の食を存分にお楽しみいただけます。

高原野菜のつかみ取り競争や新鮮な牛乳の早飲み競争など、観るだけでなく、開放感溢れるステージに上って参加すれば、よい記念になることでしょう。

ステージ以外でも会場の広大な牧草地でのオリエンテーリング、動物とのふれあいコーナーや搾乳体験等、普段では味わえない貴重な体験ができるのもこのイベントの特色です。

秋の一日を是非八ヶ岳高原でお過ごし下さい。

# 市町村イベントごよみ Event

October ~ January

2006 → 2007

10 11 12 1

## 武田の里まつり

### 「武田勝頼公新府入城祭り」

韮崎市

平成18年10月8日(日)  
(会場：本町通り・駅前中央通り)



「新府城」、「武田勝頼公」にスポットをあて、市民総参加型の一大イベントとして開催します。当日は、本町通りと駅前中央通りで、地元農産物・特産品の出店、パレードや時代絵巻行列、また、本陣を始め、各陣屋(4ヶ所)では、武田家とゆかりのある都市との交流、毎年大好評の「武田の里スタンプラリー」など多数のイベントを実施します。

ご家族、お友達おそろいで歴史と浪漫に彩られた私たちのふるさと「武田の里」を一日満喫してみませんか。

## 身延山御会式(おえしき)

### 万燈行列

身延町

平成18年10月12日(木)  
(会場：身延山久遠寺)



万燈行列は、日蓮聖人が1282年(弘安5年)10月13日に、池上宗仲公の館で61歳の生涯を終えましたが、そのご入滅の際に、季節はずれの桜が周囲に一斉に咲き揃い、弟子信者がこの桜の下で日蓮聖人を悼んだと伝えられる故事に由来しているものです。

行列は、花や灯明(とうみょう)で飾り付けられた万燈を従え、太鼓や笛、鐘などのお囃子のリズムに合わせてゆっくりと参道を練り歩き、最後に久遠寺本堂の前でそれぞれ万燈を奉納、万燈講は地元をはじめ県内外からも多数の参加があります。

## 第9回大柳川

### やすらぎの里もみじ祭り

鯉沢町

平成18年11月12日(日)  
(会場:大柳川やすらぎ水辺公園(鳥屋地内))



「のんびり歩こうもみじの里」と題したウォーキングを開催します。もみじを楽しみながら、渓谷沿いを徒歩で巡り、5ヶ所のチェックポイントで所定の台紙にスタンプを押印していただきます(完歩者には賞品を進呈)。

また、鯉沢町の特産品であるゆずワイン、しそジュースの試飲や販売、ゆず湯のサービス、シイタケ・マイタケなど地元農産物を使用した里鍋、青空市場での野菜等の農産物、木工品等の林産物、おにぎり等の飲食物の販売もあります。

## お茶壺道中

都留市

平成18年10月29日(日)  
(会場:谷村第一小学校校庭周辺)



徳川将軍家御用の茶を江戸城に運ぶ宇治採茶使の一行を「茶壺道中」と呼び、18世紀の初め頃までは往路は東海道、復路は中山道・甲州街道を經由していたとされています。その途中甲州谷村に立ち寄って、茶壺を谷村藩主秋元家に預け、夏の間勝山城の茶壺蔵へ格納し、最高級の茶へ熟成していたといわれています。

将軍家の茶を預かる採茶使一行は特別な権威を持ち、大名ですら行列に出会えば道を譲ったと伝えられています。一行の独特の歩き方、まるで将軍のように駕籠に乗せられ運ばれる茶壺...現代に忠実に再現されたお茶壺道中の威容を是非ご覧ください。

## かきまつり・まいもん朝市

南アルプス市

平成18年12月初旬  
(会場:総合交流ターミナル「ハッピーパーク」)



「まいもん」とは、能登半島周辺の言葉で「うまいもの、おいしいもの」という意味です。新鮮な殻付カキやサザエ等、たくさんのお土産物が、合併前から物産交流を行っている石川県穴水町から直送、販売されます。それらを新鮮なまま買って、その場で炭火で焼いて食べられるとあって毎年市内外から大勢の観光客が訪れます。

来場者には、新鮮なイカを無料配布します。

## 山中湖アートイルミネーション

### “FANTASEUM(ファンタジウム)”

平成18年11月17日(金)~  
平成19年1月5日(金)  
(会場:山中湖「花の都公園」)

山中湖村



月の光で神秘的に浮かび上がる富士山をバックに、約200基の美しいアートイルミネーションによって、会場は幻想的な雰囲気になります。作品は一般公募し、コンテストを行うという独特の形態をとっています。公募作品の外にも100mに渡るLEDライトの光のトンネル、巨大ピラミッドなどが皆さんをお迎えします。

澄みきった夜空に広がる満天の星と、色とりどりのイルミネーションの共演をどうぞお楽しみ下さい。

# 市町村 振興協会たより

## 市町村職員が実施する調査研究事業を支援します!!

今回の市町村振興協会たよりでは、市町村振興事業の一環として本年度から実施している「市町村調査研究推進事業」について紹介します。

### 市町村調査研究推進事業について

市町村職員が自主的、主体的に実施する調査研究事業に対し、次のとおり助成を行います。(詳細については平成18年4月19日付け、梨市振発第38号で通知しました交付要綱等を参照願います。)

#### 助成対象

市町村職員で構成する調査研究グループ(市町村長等から推薦がある4人以上の調査研究グループ)

#### 対象事業

市町村職員が行う調査研究事業(対象事業のテーマは問いません。)

#### 助成対象経費

事務費、アンケート・聞き取り実施に伴う経費、検討会費、アドバイザー謝礼、報告書印刷費等

#### 助成額

助成対象経費の全額(30万円限度)

#### 助成期間

原則単年度。継続事業にあっては最大限2年間

#### その他

助成事業の実績及び取り組み状況について、本協会において報告会を開催する。

本年度については、別表のとおり6市村、9事業に対し、助成決定をいたしました。

なお、本年度の助成申請は、9月末日まで受け付けますので、希望がありましたら本協会までご連絡ください。

また、来年度における本事業の助成希望に関する調査を10月上旬に行う予定ですので、本制度の活用についてご検討願います。

【別表】 市町村調査研究推進事業助成金決定団体一覧表【7月31日現在】

| 市町村    | 調査研究グループ          | 調査研究事業                            |
|--------|-------------------|-----------------------------------|
| 都 留 市  | 都留市自治基本条例研究会      | 自治基本条例調査研究事業                      |
|        | 都留市公会計制度導入調査研究会   | 公会計制度導入調査研究事業                     |
| 南アルプス市 | 南アルプス市の合併を検証する研究会 | 南アルプス市の合併検証に関する調査研究事業             |
|        | 南アルプス市自治基本条例研究会   | 南アルプス市の自治基本条例調査研究事業               |
| 甲 斐 市  | 行政評価システム研究グループ    | 行政評価導入に向けた調査・研究事業                 |
| 山 梨 市  | まちづくり調査研究グループ     | 地方分権時代におけるまちづくりと職員の意識改革に関する調査研究事業 |
|        | 山梨市定住促進プロジェクト     | 定住促進調査研究事業                        |
| 甲 州 市  | 甲州市地域活性化研究会       | 元気な甲州市推進調査研究事業                    |
| 道 志 村  | みんなの知恵で村づくり調査研究会  | みんなの知恵で村づくり調査研究事業                 |

問い合わせ

(財)山梨県市町村振興協会

TEL : 055-237-3153 FAX : 055-237-5788

URL : <http://www.ympa.or.jp/> e-mail : [yamanashi@ympa.or.jp](mailto:yamanashi@ympa.or.jp)

はつらつ!!

# 市町村職員

佐野理恵 さん

Sano Rie



長坂真理子 さん

Nagasaka Mariko



私達二人は看護学校からの友人で、縁があり、身延町・早川町国民健康保険病院飯富病院に採用されました。

二人とも一般病棟に配属され、様々な症状の患者さんと毎日関わりを持っています。

飯富病院を利用される患者様は、高齢者世帯や高齢者の一人暮らしの方が多くいらっしゃいます。そのため私達は、関係町村の保健師や訪問看護ステーションの看護師などの他職種の方々との連携を密に取り、高齢者の皆様が在宅での生活に復帰できるように看護、支援しています。

日々緊張の毎日ですが、職場の諸先輩方、仲間達に恵まれ、看護師としての知識、技術を学び、相手の立場に立った考え方が出来るように心掛け、患者様と接しています。

まだまだ未熟な二人ですが、日々笑顔を忘れずに、患者様によりよい看護を提供していきたいと思えます。

## AFTER NOTES

### 編集後記

第164回通常国会が閉幕した。教育基本法改正案や国民投票法案などの重要法案は先送りされたということだが、地方自治法改正案や行政改革推進法、住民基本台帳法改正案など、地方公共団体にとって関連の深い法案が数多く成立したところであり、今後の動向には引き続き関心を寄せていきたい。



平成18年9月25日(月)から、1等前後賞合わせて2億円が当たるオータムジャンボ宝くじが発売されます。

この宝くじの収益金は、全額市町村へ交付され、市町村の明るい街づくりや環境対策、高齢化対策など、地域住民の福祉向上のために役立てられています。

こどもの頃、秋になると運動会でワクワクしていた思い出。今年はオータムジャンボ宝くじで楽しんでみませんか？